

# 明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）

——『自明治五年至同九年 裁判申渡案』（民第二三六号）を中心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高  
紺谷 浩司

## 目次

## 申渡

一 『裁判申渡案』本文の読下し【三一～六〇】

広島沼田郡

二 付属図面

打越村

三 『裁判申渡案』本文読下しの注

原告

商 T G 傳兵衛

一 『裁判申渡案』本文の読下し【三一～六〇】

同沼田郡横町

商 I K 久兵衛 代言人

（一一六A）（注62、63）

同郡 榎町

【三一】預ケ金取戻

被告

商 原田 東三郎

八年第九十九号\*

\* 朱書き

其方共一件遂吟味処原告（二）於テハ母龜儀

安政三辰年\*八月廿二日被告亡父多兵衛へ旧藩札拾七貫五百目預ケ置クニ付明治五年十月十一日当県ヨリ布令ノ旧藩札比較表ニ照準シ新貨ヲ以テ返弁ヲ受ケタキ旨申之被告〔二〕

〔一一六B〕

於テハ亡父多兵衛儀安政三辰年八月廿二日原告母亀ヨリ旧藩札預カルニハ之ナク金ク祖父多兵衛儀原告亡父傳兵衛へ弘化元辰年\*八月廿一日正金貳拾兩預ケ置キ翌廿二日旧藩札拾七貫五百目預カリタル義ニ之レアルニ付旧藩札比較表ニ照準シ新貨ヲ以テ返弁致ス義務ハ之レナク旨申立ルト雖モ原告共其年号略記ノ預リ証書ヲ以テ年記ノ早晚ヲ争ヒ他ニ証左無之ニ付双方共申分不相立乍去証書面預ケ預リタル事判然タル上ハ被告へ濟方ノ裁判可及処元来嘉永年間\*

\* 西曆一八四四年

西曆一八四八〜一八五三年

旧藩札ノ価位極メテ下落不融通ナルヲ以テ同五年金巻兩ニ藩札三拾貳貫五百目ノ価

〔一一七A〕

ヲ以テ一端官ニ引上ケ改印押捺ノ上更ニ七拾貳匁金ニ相定メ令通用タル義ニ付右嘉永

五年\*以前ノ旧藩札ト以後改印ノ旧藩札トノ比較同様難見做仍テ年記ノ早晚原告被告申口符合セサル上ハ原告ニ於テ旧藩札ノ比較表ヲ以テ被告ニ返金ヲ請求スル權利当初粗漏ヨリ自ラ消滅スル者ニ付該訴訟難採用訴状却下候事

但 訴訟入費ハ原告ヨリ償却スヘシ

代書人共

右ノ通申渡夕間其旨可相心得事

明治八年 六月廿八日 廣島縣

〔一一七B〕

〔記述ナシ〕

〔一一八A〕<sup>(註64, 65)</sup>

〔三二〕地券書換地所引渡

申渡案

安芸国賀茂郡竹原下市 商

原告 K T 次助 代官人

同国同郡同上

商

桐谷 善次郎

同国同郡内海村

農

KD 與兵衛 代言人

広島南町四番町

士族

被告

高屋 亮功

(一一八B)

其方共地券書換地所引渡一件遂審理処

左ノ如シ

第一条

原告(一)於テハ明治六年二月被告與兵衛所有ノ田畑貳町九反九畝三步ハ代金五百四十五円ニテ買受作配同人エ相委子小作米ハ追テ可相定申値ノ処同年十月ニ至リ地券發行ノ旨承知致シ双方立会実地見積リ代価申出度ヨリ被告與兵衛エ及掛合ト雖モ其意ニ応セス且田畑ヲモ不引渡迷惑ノ余リ村吏エ申出其筋ヨリ説諭アルモ猶不聞人依之明治七年四月耕地引渡違約ノ訴ニ及ヒ審理中同年十月地所売買ノ儀ニ付而ハ百四号御布

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

告\*ノ趣モ有之地券書換ノ訴状ニ不改候テハ右御

\* 拙稿「明治初年、広島県庁の民事裁判について

(一)」「(以下、広島県庁民事裁判と略す) (注22)

『修道法学』第三四卷一号二二二頁参照

(一一九A)

布告ニ反シ可申段陳述ノ処熟議解訟ニ至レハ更正ニ不及トノ儀ニ候得共詰リ熟議ノ済方ニ不至ヨリ訴状下戻ニ相成更ニ地券書換地所引渡ノ訴状ニ及フ処被告代言亮功ヨリ右田畑売買ノ証書ハ實際貸借ニ付元利計算可払出地所ハ難引渡旨申張トモ受戻シ条約期限内ナレハ元利金ヲ以テ地所可差戻答ナレトモ既ニ其期限過去タル上ハ被告(二)於テ受戻ノ約ヲ取消タルモノニ付最初売渡シ証文通地券書換地所受取度旨申立

第二条

被告(二)於テハ明治六年二月田畑売渡証文差入タルハ相違ナシト雖モ右売渡シノ文体ハ従前ノ風習ニ抛リ書認メタル迄ニテ其実地所ヲ抵当ノ貸借(一一九B)ニ付返リ手形ト称シ同年十月迄二元金五百四十五円エ利子壹歩五朱ヲ附シ候得ハ地所ハ速ニ差戻ストノ明約アリ且其際現金取引致シタルニハ無之抑

六四七(四三)

明治三年五月三津口村実成新開再築入費

村借払替ニ付該村一般ノ為メ所有ノ地所ヲ売

切建リ<sup>(一〇)</sup>ノ証文ニ認メ金三百五十円借受其後

利子ヲ積ミ立合計五百四十五円ノ金員ヲ書載

タル迄ニテ明治三年五月ヨリ同六年二月ノ間三

回証書を書改メ其度毎売渡シノ名ヲ仮リ

實際ハ貸借ニ有之依テ利子ノ定メ有之將タ名

前切渡シモ不致又小作米若干ノ定メモ無之

年貢諸入役モ被告ヨリ相納メ来ル等全ク

地所書入ニ類スル貸借ニ付地券書換地所

〔一一〇A〕

引渡シノ請求ニ難慮<sup>（注66）</sup>預テ實際ノ取引ニ基キ

元利皆済致度旨申立

第三条

右審判スルニ式町九反九畝三步ノ田畑ハ原告（二）

於テ代金五百四十五円ニテ買受タリト申セトモ売

買ノ際名前切渡シノ地所ニ無之而已ナラス小作

米ノ取極メモ無之將タ被告所持ノ返り手

形ト称スル証書ニ抛レハ年貢ハ素ヨリ諸入役

トモ被告ヨリ納メ来リ加フルニ明治六年十月

迄ニ右代金五壹歩五朱ノ利子ヲ加ヘ返弁スレハ

田地速ニ可差戻トノ約定ナリ故ニ地所受戻

期限過去タリト雖モ實際貸借タル事明白ナリ

依之原告買受地トノ申分難相立ニ付

〔一一〇B〕

被告申立ノ通り元金五百四十五円五壹歩

五朱ノ利子ヲ加ヘ濟方可受筋ト裁決ス

但 訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ償却

スヘシ 代書人

右之通申渡タ間此旨可相心得事

明治八年十月三十一日 廣島縣

〔一一一A〕（注66、67）

〔三三〕 年号記入請求ノ訴

明治九年一月三十一日裁許\*

明治九年一月十三日第百十四号\*\*

印\*\*\* 裁判申渡案

\*\*\* 「山田」「小島」の丸朱印

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

廣島県安芸国廣島木挽町

商 T G 源次郎方同居 商 T G

傳兵衛 代 言 人

廣島袋町 商

\* 欄外に紫墨書き

\*\* 朱書き

原告人 桑原 千次郎

年号記入請求ノ訴

同県同国広島横町 商 I

K 多兵衛 代言人

同国沼田郡広瀬村

被告人

I T 徳藏 (注68)

其方共一件遂審理処左ノ如シ

(一一一B)

原告(二)於テハ去ル明治八年一月廿八日預ケ金催促事件

訴出年号略記ノ証書ヲ以年紀ノ早晚ヲ争ヒ終ニ

同年六月廿八日訴状却下ト相成リタリ以降反復事

跡ヲ推考スルニ曾テ被告陳述ノ通弘化元年<sup>\*</sup>ノ取

<sup>\*</sup> 西曆一八四四年

引ナリト見認<sup>(マ)</sup>タレハ同年号記入ヲ請求ス然ルヲ被

告(二)於テ他ニ確憑ノナキヲ以(テ)客年ノ口供ヲ今更変

換苦情ヲ申立ルナラハ目今被告ノ見認<sup>(マ)</sup>ムル年号記入

ヲ要求セル旨ヲ申立タリ

被告ニ於テハ客歲六月廿八日訴答書却下相成リタ

ルハ当初取引ノ本人双方死亡ノ今日既往ヲ想像シ

徒二年記<sup>\*</sup>ノ早晚ヲ争ヒ他ニ証左モ無之ニ付原被

<sup>\*</sup> 欄外に「紀カ」の記述あり

共申分採用相成ラサルナリ然ラハ右証書ハ權利ノ消

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

滅シテ尚亦当庁<sup>(マ)</sup>へ懇出<sup>(マ)</sup>ツヘキ者ニ無之尤更ニ確タ

(一一一A)

ル憑ルヘキ証アレハ記入為ス可ラサルニ非ス今其証憑

ナク殊ニ客年陳述シタルモ一時ノ想像見込迄ニテ其

申分採用ナラサレハ則今日ノ援証トナスヘキ者ニ無之然

リト雖モ目今更ニ事跡ヲ熟思スルニ客歲口供ノ通

亦異同ナク今回出訴ノ証書ハ全ク多兵衛亡祖

父多兵衛ノ真筆ニシテ弘化元年<sup>\*</sup>同人原告<sup>(マ)</sup>ニ

<sup>\*</sup> 西曆一八四四年(前出)

父傳兵衛トノ取引ナシタル証書ト見認<sup>(マ)</sup>ムルト雖モ祖父多

兵衛ヨリ申伝<sup>(マ)</sup>ノ確跡無之上ハ協議ヲ以年号記

入ハ原告(ノ)求ニ応シ難キ旨答弁セリ因テ裁決スル

左ノ如シ

第一条

被告ニ於テ去ル明治八年六月廿八日原被申分不相立

訴答書却下成リタル上ハ權利ノ消滅シタル証書

(一一一B)

ニシテ尚亦該庁へ懇<sup>(マ)</sup>へ出ツヘキ者ニ無之旨陳述(ス)ルト雖モ

右擯斥ノ旨趣タルヤ年号略記ノ証書ヲ以徒二年紀<sup>(マ)</sup>ノ早

晩ヲ争ヒ他ニ証左モ無之ニ付双方申口吻合セサレハ原

告ニ於テ敢テ安政三年<sup>\*</sup>ノ旧藩札比較ニ仍リ返金請求ス

<sup>\*</sup> 西曆一八五六年

六四九(四五)

ル権利消滅シタル旨ヲ以テ訴答書<sup>マツ</sup>卻<sup>マツ</sup>還シタル迄ニテ \* 「キヤク」年号記入ヲ上訟スルニ於テハ更ニ妨ケ無之事

第二条

るの意

被告ニ於テ客年申立タル儀ハ一時ノ想像見込迄ニテ其  
際申分相立サレハ則今日ノ援証ニハ相成ラサル旨陳述ストイエト  
モ

目今更ニ熟思シタル答弁ニ於ケルヤ客年ノ口供ニ異  
ナラス右略記ノ証書ニテハ多兵衛亡祖父多兵衛  
ノ真筆ニシテ弘化元年同人原告亡父傳兵衛トノ  
取引証書ト見認タル上ハ亡祖父ヨリ申伝ヘノ「確跡ナ  
〔一二三A〕

キヲ以原告記入ノ請求ヲ拒ムノ権理無之者ニ付右  
証書ヘ弘化元年ノ四字被告ヨリ記入取計フヘ  
キ事」 \* 「」の部分は、欄外に粕屋の朱書きがあり、「横地

安信」と「粕屋」の丸朱印で挟まれている。なお、  
本項末尾を参照

但 訴訟入費ハ被告多兵衛ヨリ弁償致スヘキ事

代 書 人

右之通裁判申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年 主 十四等出仕 松野 節夫 印

副 権 中 属 一 色 小 十 郎 印

\* 確跡無キトテ原告ヨリ請求スル年号記入ヲ拒ムハ不条理ナリ

因テ右証書ヘ弘化元年ノ四字被告ニ於テ記入スヘキ事

右如何 \* 欄外粕屋朱書

〔一二三B〕

（記述ナシ）

〔一二四A〕<sup>注69、70</sup>

〔三四〕貸金催促ノ訴

九年三月二日裁許\*

本年第五百五号\*\*

印\*\*\* 裁判申渡案

\* 欄外に紫墨書き

\*\* 朱書き

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

原 告

広島六丁目

土族 O H 信経

右代言人

全 袋町

農 富田 治左衛門  
全 竹屋町

貸金催促ノ訴 被告 土族 O H 定雄

右代言人

全 四丁目

商 田島 吉兵衛

其方共一件遂審理処

(一二四B)

原告訴ル趣旨ハ曾テ被告定雄ヲ総理代人ト定メ  
家事向万端担当イタサセ候折柄去ル明治八年八月  
十四日金七円七拾七錢貸具候様及頼談ニ付同月  
十七日限返弁ヲ受ヘク証書取之貸渡置キ期限ニ  
至リ返弁イタサス依テ及催促候処豈<sup>あに</sup>凶ラン本年一  
月廿五日付ノ公債証書前売代金請求書ヲ憑拠ト  
シ右金償却セシ杯不条理申募リ埒明ケ不申サル段  
陳述セリ被告答ル趣ハ原告陳述ノ通り去ル明治八  
年八月十四日証書差入金七円七拾七錢借受ケタルニ相違無  
之候ヘトモ爾後追々償却毎度請取証書等ハ徴(シ)不申  
然ルニ熟々<sup>まじまじ</sup>思慮スルニ証書類相殘候テハ後日如何様ノ災  
害ヲ醸生セン事ヲ恐レ右書類有無原告信経ハ尋問  
スルニ無之旨申聞候ヘトモ何分不審ニ付本年一月廿五  
(一二五A)

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

日付ノ請取証書取置候次第此ノ証書ニ照査スル  
ニ今般原告ヨリ出訴請求ノ金員既ニ償却セシ廉明  
瞭ナリ以此觀是借用証書ハ反古全様ニ付此上一錢タリトモ償  
却スル義ハ無之旨申立タリ依テ裁決スル左ノ如シ  
第一条 今般原告ヨリ請求セル金員被告ニ於テ  
ハ本年一月廿五日付請取書ヲ憑拠トシ右金既ニ償  
却セシ旨申立ルト雖モ 抑此ノ証書タルヤ原告ヨリ倚<sup>い</sup>  
頼<sup>ま</sup>ノ公債証書前売代金請求書ニテ今般原告請  
求ノ金員請取云々記載セル明文無之ニ付被告申  
分難採庸候事

第二条 被告ニ於テハ右金員償却今般原告ヨリ  
訴出ル証書ハ反古同様ノ旨申立ルト雖モ之ニ対スル  
請取証書無之上ハ則チ無証拠ニ付難採庸依テ原  
(一二五B)

告請求ノ通償却可致候事

但訴訟入費ハ成規ノ通被告人ヨリ弁償スヘシ

右

代書人

右之通申渡シタ間其旨可相心得事

明治九年二月廿八日

主 中 属 馬渡俊猷印  
副 十五等出仕 小島範一郎印

六五一 (四七)

（二二六A）【原告代言人申立書】

本年第五百五号\*

\* 朱書き

貸金催促ノ訴御審問ニ付原告代言人左ニ

申上候

第一条 原告信経儀曾テ被告定雄ヲ総理

代人ト定メ家事向万端担当イタサセ至テ入魂

ノ間柄ニテ去ル明治八年八月十四日金子入用之レアル趣

ヲ以テ借入度段頼談ニ付全月十七日限ノ返弁約

定ニテ今般訴状面記載ノ証書取置金七円七十七銭貸

渡候処期限過去返弁イタサ、ルノミナラス、<sup>あまごへ</sup>剩本

年一月廿五日付ノ原告公債証書前売請取証書

ヲ以テ右金償却セシ憑抛トシ此上ハ一銭タリトモ

返弁スヘキ義ハ決テ無之、<sup>なを</sup>抔不条理申募（リ）更ニ

埒明不申候間可然御裁判被成下度事

（二二六B）

第二条 前条ノ外他ニ可陳述廉并ニ之ニ関スル証

抛物等一切無御坐候事

右之通相違不申上候以上

明治九年二月 富田 治左衛門 印

（二二七A）（注九）

【三五】貸金并小作米催促ノ訴

九年三月三日裁許\*

明治八年第三十二号\*\*

印\*\*\* 裁判申渡案

備後国甲奴郡上下村

農

貸金并小作米催促ノ訴 原告人 SI 近九郎

安芸国沼田郡上安村

農

右代言人 富田 次左衛門

備後国甲奴郡小堀村

農

被告人 M H 忠藏

其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

原告ニ於テ被告ヨリ取置キタル質地并小作ノ両通

証書ヲ証抛トナシ貸金并小作米等文久元酉年\*十

\* 西曆一八六一年

二月以来ノ計算残數金貳拾七円四拾貳錢四厘米拾

壹石五斗壹升催促ノ訴訟及ヒ「被告（二）於テ原

告人ノ計算相違之レアリ却テ原告ヘ返済金渡シ過キ



有之旨申立ニ付テハ本訴請求ノ金米高多少ノ相違  
可有之ノ処被告ヨリ受取過キタル金員ハ之レナシ右ノ次  
第二付全ク請求ノ金米員數ハ被告人ト」\*立会計算ヲ

\* 本項末尾を参照

遂ケ候上ナラテハ即今申立ガタキ旨ヲ陳述シタリ  
被告ニ於テハ原告ヨリ証拠ニ差出シタル証書ハ相渡  
タルニ相違ナキ処原告人ノ計算相違之レアルニ付請求ノ米  
金相渡シガタク至当ノ計算ヲ遂ケ候ハ、返済  
金渡シ過ノ分自己エ受取ルヘキノ処渡過キ金員ハ  
原告人ト立会計算ヲ遂ケ候上ナラテハ即今申立

〔二二八A〕

ガタキ旨ヲ答弁ス仍テ判決スル左ノ如シ  
原告被告トモ米金請求ノ訴答ニシテ其請求ノ  
米金員數ハ双方立会計算ノ上ナラテハ即今申  
立ガタキ旨申口吻合スルハ各自請求ノ  
米金員數ヲ知ラズシテ其米金ヲ得ント争訟スル条理  
無之ニ付訴答状却下候事

但訴訟入費ハ原告被告トモ自費タルヘキ事

右

代書人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年二月廿八日

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

主 権中属 一色 小十郎印  
副 中 属 山田 熊雄 印

\* 上部欄外に「横地安信」の丸朱印に続き

「被告ニ於テハ

□\*通有之旨

\* (文字判読不能)

陳述スレドモ證

書式通存立スル上ハ」の朱書きがある。

〔二二八B〕

(記述ナシ)

〔二二九A〕 (注73, 74)

〔三六〕 貸金催促ノ訴

申渡 明治九年三月十日\*

明治九年第十五号\*\*

印\*\*\* 申渡一案

\* 欄外に墨書き

\*\* 朱書き

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

安芸国広島稲荷町 士族

NG三之助 代言人

六五三 (四九)

同国安芸郡牛田村 士族

原告人 N N 直太郎

貸金催促ノ訴

同国広〔島〕\*稻荷町 農 NM愛次郎部理

代人 \*〔島〕が脱落か

同国広島流川町 士族

被告人 N O 直夫

同国広島袋町 士族

右代言人 石津 延藏

其方共訴訟遂審理処原告ニ於テハ去ル

明治五年二月F K大吉名前ノ八重濱\*証

〔二一九B〕

文ヲ抵当トシ金五拾円被告愛次郎へ貸渡シ尤壹

号証書中F K大吉分ト肩書シタル儀ハ同日他ノ亦

取引アツテ彼是混同スルヲ患ヒ且大吉名前ノ簿証

文引当ノ相違ナキ為メ記載シタリ然ル処期限ニ至リ

督促〔二〕及フト雖モ不条理申立遷延今日ニ至レリ就中右

八重濱ハ水利ノ妨害タルヲ以同年四月取除方布達有

之今更廢物ナレハ証書ノ通元利金返弁ヲ受ケ度

旨申立タリ

被告ニ於テハ証書差入レタル相違ナキトモ抑F K大吉共

ノ依頼ヲ受 金五拾円原告方ニテ取次貸渡其際大

吉印形所持セサルカ為メ同人共ノ頼ニ応シ代印シタル儀ニ付F K大吉分ト肩書シ右等ノ儀ハ則第三号証書并第四号書面ノ通ナリ尤兼テ抵当ノ八重濱取除方布達有之ハ原告申

〔二三〇A〕

立ノ通然ルニ跡尚蠣濱官許相成タルニ付期限ニ至リ原告

へ協議ノ上右簿引渡シ其節異議ナク受取一件落着シ

タル上ハ右卷貳号ノ証書取戻シ置クベク等閑今日ニ至ルモ

以降一回ノ催促モナク今般突然出訴シタル次第ニテ右証書

ハ全ク反古タルヘキ者ナリ且大吉共ノ借用金ナルヲ被告ヨリ返

金可致条理無之仍テ原告〔ノ〕求ニ応シ難ク旨陳述セリ

依テ裁決スル左ノ如シ

第一条

被告ニ於テハ第壹貳号証書ハF K大吉共ノ借用書タルヲ

折節実印所持セザル為メ代印シタル儀ニテ第三号証書ヲ

憑拠ニ申立ルト雖モ原被申口符合セス且第壹号証書ノ体裁

ニ於ケルヤNM愛次郎一名ノ押印耳ニテ書中代印ノ明文モナク

殊ニ第三号証書ハ該件出訴後被告人ト大吉トノ間ニ成ル

〔二三〇B〕

者ニシテ原告人へ対シ權利ヲ有スル証書ニ非サレハ被告申分採

用セス

第二条

被告ニ於テハ該件F K大吉ノ借用金タルハ第四号書面ノ通原

告承知致ナカラ被告へ催促スルハ不当ノ旨申立ルト雖モ原告ニ於テ

当初被告へ貸付タル金円ヲ彼レ一己ノ権内ヨリ尚大吉へ貸渡シタル儀ニテ右大吉ヨリ直ニ返弁受クヘキ結約ハ勿論同人儀ハ何等ノ人タルヲモ承知セス仍テ尙号証書ニ基キ返金請求セル旨申立ル上ハ右四号ノ書面ハ一時ノ文通迄ニテ双方定約ノ書ニ無之ニ付

被告  
告申分採用セス

第三条

被告ニ於テハ抵当ノ濱原告方へ引渡一件落着シタル旨申立ルトモ原告ニ於テ更ニ受取タル覺無之且村吏ニ於テモ大吉所有ノ

(一三二A)

後原告方へ引渡シタル儀ハ承知セス既ニ八重濱ハ水害ノ為メ廃スト雖モ右跡へ蠟篋ヲ許可シ當時被告ニ於テ所有スル旨申出ル上ハ原被ノ際別ニ受渡ノ証左ナキ者ニ付被告申分採用セス

第四条

被告ニ於テ第壹貳号証書ハ前条ノ如ク一件落着後ハ全ク反古タルヘキ者ナリ殊ニ大吉等ノ借用金ナレハ右証書ニ仍リ被告ヨリ返金致スヘキ条理ナキ旨申立ルトモ証書原告手ニアツテ反古タルヘキ憑拠無之上ハ依然取引ノ濟サル者ニシテ殊ニ書中代印ノ明拠モナク然ルヲ被告ニ於テ徒ニ原告返済ノ請求ヲ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

拒ムハ不条理ナリ仍テ第壹号ノ証書ニ基キ約定ノ元利金被告ヨリ弁済可致者ト裁決ス

但 訴訟入費ハ被告愛次郎ヨリ弁償スヘシ

(一三二B)

右

代書人

右之通裁判申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年二月八日

(一三三A) (注7、76)

〔三七〕 村地故障訴

申渡 明治九年三月廿八日\*

明治九年第六百八十五号 七等判事 横地安信 印\*\*

\*\*「横地安信」の丸朱印

裁判申渡案

安芸国高宮郡中深川村大

組総代 YD寛三郎 同村月番

代 O M 治平 K Z N 甚太郎 代

言人

広島南町一丁目 農

六五五 (五一)

\* 欄外に朱書き

原告 平元和七郎

村地故障訴

安芸国高宮郡下深川村大

組総代 S S K 輪之助 S S I

助八郎 代言人

広島水主町商

(一三三B)

被告 藤井庫之介

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

原告ハ中深川村ノ内字行司原砂揚場ハ元来

該村総持ノ地所ニシテ明治五年地券御發行ニ

付御取調ノ節安永五年\*改田畠名寄帖ニ根 \*西曆一七七六年

拠シ已ニ該村総持ノ地券証ヲ申受タリ

然ルニ被告村ニ於テ該地ハ原被両村氏神ナル

亀崎神社祭礼之節神事執行ノ馬場ニシテ

昔ヨリ両村共有ノ地所ナリト歟又ハ亀崎神社ノ神

有地ナルナド無証ノ故障ヲ申募リ檢地丈量ノ

事務ヲ妨グル旨ヲ申立タリ

被告ハ中深川村ノ内原告ニ於テ字行司原砂揚場

ト申唱フル地所ハ原被両村ノ氏神ナル亀崎神社

(一三三A)

ノ神有地ニシテ往古ヨリ毎年祭礼ノ節神輿

遷行有之場所ナルヲ明治五年地券御發行

ノ際原告村ニ於テ謂レ無ク自村総持ノ券証ヲ

申受ケタルハ不条理ナリ併シ該地ニ就キ証拠物ハ一切

無之旨ヲ申立タリ因テ裁決スル左ノ如シ

原告中深川村ニ於テ明治五年地券發行ノ際

安永五年改該村田畠畝高名寄帖ニ根拠シ

已ニ該地所有ノ地券証ヲ申受ケタルヲ被告下

深川村ニ於テ明証確拠無之シテ該地ハ両村氏

神ナル亀崎神社ノ神有地ナリト申争フ事ヲ

得ズ

但 訴訟入費ハ規則ノ通被告ヨリ償却スベシ

明治九年三月十五日 主少 属 粕屋 萬尋 印

(一三三B)

副十三等出仕 松野 節夫 印

(一三四A) (註六 七)

【三八】貸米催促ノ訴

二月四日申渡済\*

二千二百三十一号\*\*

二千二百三十二号\*\*

二千二百三十二号\*\*

二千二百三十二号\*\*

二千二百三十二号\*\*

\* 欄外に朱書き

二千二百三十三号\*\*

\*\* 三行分朱書き

印\*\*\* 裁判申渡書 「横地安信」の丸朱印

広島県安芸国

広島尾道町商

原告

T H 市右衛門 代言人

同所袋町寄留農

貸米催促ノ訴

富田 治左衛門

同県 同国

沼田郡楠木村農

被告

O A 平兵衛

右代言人

安芸郡大須賀村農

奥本 數奇男

(一三四B)

其方共一件遂審理処

原告申立ル趣ハ明治四年七月被告O A

平兵衛亡父千吉エ差紙 旧藩祿 米々券 八拾九石七斗

四升八合八勺貸渡シ同年十二月五日限り返済

可致ノ証書取置ク処期限過去リ返済不致

明治七年一月ニ至リ元利滞リ米ノ内五拾石七

斗九升余返済ヲ受残米ニ当リ勘弁方頼

談ヲ受ルト雖モ承諾致サス然ルニ同年四月米

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

六五七 (五三)

貳拾石ノ代金百貳拾円差返シ尚残米ノ内

六拾石ハ年賦返済可致トノ証書持參余

米勘弁ノ儀示談有之処右様勘弁ハ素リ

難致右証書ハ直ニ差返シ候処其後元利

(一三五A)

トモ一円延滞及フニ付不得已訴出タル旨申

立タリ

被告申立ル趣ハ原告T H市右エ門ヨリ明治

四年七月差紙八拾九石貳斗四升余借受

期限過去リ返済延滞(二)及フ義ハ原告申立

之通り相違無之尤明治七年一月ニ至リ元利滞

リ米ノ内五拾石七斗九升余返済残米勘弁之儀

頼談ヲ遂同年四月貳拾石代金ヲ以差返シ三

拾八石七斗七升余ハ勘弁ヲ受余米六拾石ニ当リ

明治十二年迄六ヶ年賦返済ノ事ニ約定取

結ヒ新規証書相渡シ置旧証書返シ呉ル、

様屢(々)催促(三)及フト雖モ事故ニ托シ返還セス遂ニ

今般石新証取隠シ旧証ヲ以出訴シタル

(一三五B)

者ニ付右新証ニ拠ル時ハ約定期限未済内

ニシテ原告(二)於テ出訴請求スル権利ハ未タ無

之旨陳述セリ仍テ判決左ノ如シ

第一条

被告(二)於テ原告人新証書ヲ取隠シ旧証  
ヲ以訴出タル旨申立ルト雖モ総テ旧約ヲ  
改メ新規証書差入ル、時ハ旧証取返ス歟又  
事故アリ其義能ハザルニ於テハ其証左取  
置クヘキハ一般ノ道理ニ有之然ルニ新証差  
入レタル旨口陳ノミニシテ之ヲ確知スヘキ憑拠  
無之原告人(二)於テハ確証現然所持スル上ハ  
陳述ノ趣採用ナリ難シ

第二条

〔一三六A〕  
前条ノ通りタルヲ以原告請求スル所ノ元  
利米共被告人ヨリ速ニ返還可致事  
但 訴訟入費モ規則ノ通被告人ヨリ  
償却ス可シ

明治九年一月四日\* 主 中 属 山田 熊雄 印  
\* 「四日」の部分は紫墨書き  
権中属 一色小十郎 印

〔一三六B〕

(記述ナシ)

〔一三七A〕(注79、80)

〔三九〕絶家再建相統差纏ノ訴

九年十月廿一日申渡\*

明治九年第八百四拾八号

七等判事 印\*\*

\* 欄外に朱書き

主 十四等出仕 小島 範一郎 印

\*\* 「横地安信」の丸朱印

副 十三等出仕 松野 節夫 印

裁判申渡案

賀茂郡広村

照吉祖父

原告人

商 H G 儀平

広島小町

士族 吉井 護

右代言人

絶家再建相統差纏ノ訴

賀茂郡広村

被告人

農 T N 元助

同人長男\*

(一三七B)

右代人

T N 魁夫\*

\*この二行分は、

安芸郡大須賀村

黒の墨点

右代言人

農 奥本 数奇男

賀茂郡長浜浦

引合人

農 S T 新吉

同郡広村

商 U T M 勘三郎妻

同

チエ

同郡同村

商 T M 吉次郎父

同

T M 峯吉

其方共詞訟遂審理処

原告人訴ル旨趣ハ S Y 利七ハ従前豊後屋ト称スル H G 利平次ノ弟

ニテ凡百有余年

(一三八A)

前分家致シ爾来ハ S T 或ハ S Y ト称セシ処嗣子無之ニ付同村 T N

金作長男庄五

郎ヲ養子トシ利七死亡後庄五郎義跡相統致シ庄五郎モ亦嗣子ナリ

去ル元治元

年\*子七月病死セシ後其假絶家ト相成ルニ付今回親族協議ノ上分家

ノ家名ヲ再

\*西曆一八六四年

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

建セント決定シ宗家 H G 照吉弟利吉ヲ以テ庄五郎ノ相続人ニ定メ  
度ニ付明治八

年十一月十七日第二号絶家再建相統届書ヲ戸長 T D 義一へ差出シ

タル処豈凶ランヤ被

告 T N 元助ヨリモ亦渠<sup>カ</sup>レ長男魁夫ヲ以テ H G 分家 S Y 庄五郎ノ跡

相統ノ義届出

テタル趣ニテ右戸長ヨリ双方共絶家再建ヲ争フニ至テ八届書其筋

へ進達相成リ

難キ旨申聞ラレ右二号届書返却相成タリ仍テ不得已及出訴処被告

人ニ於テ亡庄

五郎ハ S Y 利七ノ養子ナレ共右利七ハ H G 利平次ノ弟ニテ分家セ

シニ非ラス S Y

勘七ノ子ナル旨無根ノ妄説ヲ主張シ且天保十二年\*丑正月付ノ書面

ヲ憑証トシ庄五

\*西曆一八三一年

郎ノ家名相続人ヲ選立スルハ己ノ権内ナル旨申告スレトモ之ヲ第

九号ノ証書ニ対照ス

ルニ庄五郎ノ筆跡ト相異ナル事明白ナリ而シテ H G 宗家ノ血統ハ

従来所持スル第

三号香奠帖并明治六年十月十七日村役場へ差出シタル第一号戸籍

人別帖ノ通りニ有之

(一三八B)

且被告人ニ於テ H G 家ハ同郡吉行村西楽寺ノ門徒ニシテ S Y 利七

八安芸郡熊野

村西光寺ノ門徒ナル旨申述ルト雖モSY利七八兼テ西樂寺ノ門徒  
二有之処広村

MTY利介姉某ヲ娶リタル後妻ノ壇寺西光寺ノ門徒ト相成リタリ  
尤西光寺ハ遠隔

ナルニ付寺院ノ便宜ヲ以テ広村專徳寺ヘ利七庄五郎共埋葬セリ依  
之第四号宗

旨人別帖第五号專徳寺過去帖ニモ庄五郎利七共明記有之且利七ノ  
HG利平

次弟ニテ分家セシ顛末ハ第十号宗旨人別帖ニテ明証ス可ク其他利  
平次長男利右衛

門ノ三女ニテ目今UTM勘三郎妻チエ并庄五郎雇人ST新吉及ヒ  
庄五郎

ト入魂ナルTM峯吉ナル者共篤ト承知致シ居リ既ニ庄五郎死亡ノ  
際新吉ヘハ

所有ノ財産不残付与ストノ遺囑有之タル趣ノ処TN金作二男新右  
エ門并被告

元助ニ於テ自俣ニ庄五郎ノ死体ヲ自家ヘ引取り專徳寺ヘ埋葬シ剩  
ヘ庄五郎

所有ノ財産並実印諸書類等迄新吉ヨリ受取り目今ハ庄五郎持成リ  
田畑

ハ被告人名前ニテ地券状申受ケ居ル次第二付庄五郎死亡ノ節ヨリ

右等ノ所為ヲ被告

人并新吉ニ督責申ニテ庄五郎相続人ノ議ニ及ハス遂ニ今日迄絶家  
ト相

〔一三九A〕

成リタリ仍テ今般HGノ分家SY庄五郎ノ姓ヲHGノ姓ニ復シ祖  
先利七ノ血統H

G照吉弟利吉ヲ以テ庄五郎ノ相続人ト定メ絶家再建致シ度旨申述  
セリ

被告人答ル旨趣ハTN庄五郎ハ原告申立ノ通りSY利七ノ養子ニ  
相違無之尤右利七

ハHG家ヨリ分家セシモノニ非ラスSY勘七ノ子ナリ就テハHG  
家ハ第三号宗旨

人別帖ノ通り西樂寺ノ門徒ニシテSY利七八第一第二両号過去帖  
第三号宗旨

人別帖ノ通り祖先以來西光寺ノ門徒ナルニ付SY利七八HG家ノ  
分家ニ非ラサル事明白ナリ而

シテ庄五郎存生中天保十二年\*丑正月第五号証書ノ通り諸家督相続  
方ニ至ル迄テ

万端養父新右衛門囑託ヲ受ケタルニ付庄五郎死亡ノ節兼テ同人養  
子ニ約定シタル

親族KH晴義次男魁夫ヲ以テ庄五郎相続人ニ定メ度ノ処其頃魁夫  
ハ幼沖\*二

\*「幼いこと」〔『広辞苑』第四版による〕

\* 西曆一八四一年



シテ一戸主ノ任ニ堪ヘサルニ付成<sup>マ</sup>丁<sup>マ</sup>ヲ待テ庄五郎ノ家繼襲致サス可ク胸算ニテ自

分養子ノ体ニ仕成シ戸籍内ニ編入致シ置キ其後魁夫ヲ庄五郎相続人ニ定メン

トセシ処庄五郎雇人S T新吉ナル者庄五郎ヨリ邸宅譲リ受ケタル杯申立テ他

へ転移セサルニ付不得已遷延相成ル処遂ニ明治八年十一月中右新吉ヨリ明治八年十二

(一一九B)

月限り邸宅明ケ渡スヘキトノ証書ヲ收受シタルニ付明治八年十一月絶家相続届書戸長

役場へ差出シタル処突然明治八年十二月十九日絶家相続の由緒記載ノ上捧呈スヘキ旨

戸長ヨリ通達有之ニ付更ニ第九号相続届書ヲ捧呈シ而シテ其届書へハ庄五郎存

生中ヨリ第六号証ノ通りT Nト称シ来リタルヲ以テ依然T N庄五郎ト記載シ置キタル

尤原告人ヨリモ絶家相続届書ヲ差出シタル趣ニテ右第九号届書ハ戸長手元ニアリテ未

タ官庁ニ達セスト雖モS Y庄五郎死亡ノ日他ニ親族モ無之且予テ右第五号嘱託

書ヲ所有セルニ付自分養父ニシテ庄五郎ノ弟ナル新右衛門葬主ト

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

ナリ西光寺ハ遠

隔ナルヲ以テ勸七同様專徳寺へ埋葬シ其際庄五郎ノ実印諸書類等ヲ新

吉ヨリ受取り并庄五郎所有ノ田畑モ自分へ引受ケ作徳米ハ同人存命中ノ負債

ニ充テ其余家財ハ新吉へ付与シ目今右田畑ハ自分所有ノ地券状へ組込ミ居レリ

如此ノ次第ナルニ付S Y庄五郎ノ養父利七ハH Gノ分家ニ非ラサル事情々明白ニシ

テ疑ナシ且右第五号ノ嘱託書ヲ所有セル上ハS Y庄五郎ノ相続人ヲ選立スルハ

自分ノ権内ナル旨弁駁セリ  
(一四〇A)

仍テ判決スル如左  
第一条

原告人ニ於テH G利平次弟利七八分家セシ後S T或ハS Yト称セル旨申立ルト雖

モ其証憑無之ニ付採用ナシ難シ且H G家ノ血統ハ第一号戸籍帖第三号香奠帖ノ通

リナル旨申立ルト雖モ第一号戸籍帖ハ明治六年以後ノ戸籍人別ヲ知ルヘキモノニテ利

平次并利七ニ関セス又第三号香奠帖ハ原告人自家ノ旧記ニシテ被

六六一 (五七)

告人ニ対スル証  
拠ニ不相互ニ付此ノ二通ノ証書ヲ以テSY利七ハHG利平次ノ弟  
ナリト明認シ  
難シ

第二条

原告人ニ於テSY利七ハ宗家HG家同様西楽寺ノ門徒ナル処妻某  
ヲ娶リタル後  
妻ノ檀寺西光寺ノ門徒ト相成リタル旨申述スレ共信用ス可キ証跡  
無之加ルニ

第四号宗旨人別帖并第五号過去帖ニモ只タ利七庄五郎<sup>のみ</sup>記載有之  
ニ付

右両帖ノ利七ハ果シテHG家ヨリ分家シタル利七ナル歟確知スヘ  
カラサルヲ以テ

〔一四〇B〕

右原告人ノ陳述ハ採用シ難シ

第三条

原告人ニ於テUTM勘三郎妻チエ并庄五郎ト入魂ナルTM峯吉及  
ヒ庄五郎  
ノ雇人ST新吉等ヲ証拠人トシテSY利七ハHG利平次ノ弟ニテ  
分家セシ

義相違無之旨申立ルニ付引合トシテ右三名ヲ及質問処三名共SY  
利七八

HG利平次ノ弟ニテ分家セシ事ヲ聞伝ヘタル旨申答ルト雖モ其言  
ヲ証明スル  
書類無之ニ付右三名ノ申立ハ信用セス且其他引合人ノ申立并第十  
号宗旨人

別帖ヲ以テ原告人ヨリSY利七ハHG利平次ノ弟ニテ分家セシ旨  
申立ルケ条ハ

何レモSY利七ノHG家ヨリ分家セシヲ証スルニ足ラサルニ付採  
用シ難シ

第四条

被告人ニ於テSY利七ハSY勘七ノ子ニシテ決テHG利平次ノ弟  
ニテ分家セシニ非

ラサル旨申立ルト雖モ証拠トスル第一号専徳寺過去帖ニテハ果シ  
テ利七八勘

〔一四一A〕

七ノ子ナル歟分明ナラサルニ付右ノ申立テハ採用相成リ難シ

第五条

被告人ニ於テSY庄五郎ヨリ諸家督并相續方ニ至ル迄囑託ヲ受ケ  
タル旨天保  
十二年丑正月附ケノ第五号書面ヲ証拠トシテ申立ルト雖モ原告人  
ニ於テ他ノ証書

ニ対照シ右第五号証書ハ庄五郎ノ手跡ニ非ラサル旨申答ルニ付引  
合トシテ証

人ノ者ヲ可及質問処証人ノ内次作ハ既ニ死亡セル旨被告ヨリ申告シ又証人

ノST新吉ハ右第五号ノ証書へ自分押印ノ覚ヘ無之ニ付右証書ノ押印ハ自分

従来用ユル実印ニ非ラサル旨申立ル上ハ右第五号証書ノ信偽取調フヘキ憑拠

無之加フルニ被告ハ右第五郎死亡ノ節ヨリ同人実印ヲ所持セル旨申立ルニ付

到底右証書ハ公正ナリト保証スヘカラサル者トス

#### 第六条

被告人ニ於テ親族KH晴義次男魁夫ハ庄五郎存生中ヨリ同人養子ノ

約定ニ有之処庄五郎死亡ノ節魁夫幼冲ナルニ付成丁ヲ待テ庄五郎ノ跡相続

人ト致スヘク心算ニテ自分養子ニ仕成シ戸籍内ニ編入致シ置キタル旨申立ルト雖

#### 〔一四一B〕

モ右魁夫ハ庄五郎養子ノ内約アル歟明知スヘキ証憑無之且縦令其内約

アリト雖モ目今右魁夫ハ被告人ノ戸籍内ニアリテ長男ニ位セリ然ルニ長男魁夫ヲ以テ

他家ノ相続人ニ定ムル義ハ国憲ニ背戾スルニ付被告右申立テハ甚

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

タ不

条理ナリトス

#### 第七条

原被告共争フ所ノSY利七ハ生所父母ノ旧宗旨人別帖等ヲ該区戸長ニ取札スニ

其頃ノ帳簿現在セザル杯ニ付利七ハ到底何人ノ子ナル歟分明ナル書類無之ト雖

モSY利七ノ養子庄五郎ハ被告元助ノ養父新右衛門ノ兄ニテTN金作

ノ子ナル義ハ原被告申口吻合スルニ付被告TN元助ノ家ハ庄五郎ノ実家

ニシテ被告人ハ庄五郎ノ義姪タル事昭々タリ而シテ原告人ハSY利七

并庄五郎ノ親族ナル事毫モ証明スヘキ憑拠無之耳ナラス庄五郎死亡ノ節埋葬ノ事ヲ被告人ヘ專掌セシメ且今日迄庄五郎所有ノ財産

田

畑等ヲ被告人ヘ支配セシメタル廉々総テ親シキ宗家ノ所為トハ背認シ難シ

然ルニ原告人ニ於テ無謂SY庄五郎ノ絶家ヲ再建シ其相続人ヲ選〔一四二A〕

立セントノ訴訟ニ及ヒタルハ尤モ其当ヲ得サルモノトス

#### 第八条

六六三（五九）

前々ニ説明スル筋合ナルニ付SY庄五郎ノ絶家ヲ再建シ其相続人ヲ

選立スル権ハ庄五郎親族被告TN元助ニ有之モノト判決ス

但訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ被告人并引合人へ弁償ス

ヘシ

原告差添人

右之通り裁判申渡々間其旨相心得ユヘシ

明治九年十月十二日

野山差縄ノ訴

原告人

是長村 農 YM六左衛門外百五拾名兼  
物代 全村 農

M T 豊三郎

K J 兵兵衛

Y S 権左エ門

全村 農 HD已之助外四拾

名兼総代 全村 農

N M 権三郎

K J 音之助

M O 彦藏

K G U 儀三郎

〔一四三B〕

被告人

全

全

全

全

其方共訴訟実地及検査遂審問処原告<sup>マ</sup>訟

ル趣ハ字 麻田<sup>マ</sup>碓舟付輪立

尻深四郎五郎元山

ノ論山ハ旧来当村共有ノ野山ニシ

テ私有ノ竹林アルハ享保度<sup>マ</sup>山帖書載ノ通相違ナク尤

\* 西曆一七一六〜三六六年

\* 欄外に朱書き

\* 何れも朱書き

明治九年十月十日決<sup>マ</sup>

七年三百九十七号<sup>マ</sup>

裁判案

七号判事<sup>マ</sup> 印<sup>マ</sup>

安芸国佐伯郡西能美島ノ内

右字ナノ内碓ヲ除ク外野山タル事并境界等明記無之ニ付  
共有私有ノ分界実地明瞭ナラス而シテ方今該山竹林  
ノ蔓延セルモ林中ノ松木等ハ村方ヨリ勝手ニ売却シ其代

金ハ竹林所有セサル人別ヘ配賦受取来レハ竹林ノ共有地内ヘ  
蔓出スルモ明許シ紛論無之処去ル明治五年地券発行  
ノ際被告ニ於テ共有地内ヘ蔓延セル竹林拳テ私有ノ券

〔一四四A〕

状拝受セシ以後ハ林中ノ松木モ私有ナル旨申立ルニ付

争議ノ發出スルト雖モ抑該林共有地内ヘ蔓延シタルハ村

内一般協議ヲ以地所貸与タル筋ニシテ被告ノ私有地ニ非ルハ

明瞭タルニ付該林被告ニ専有セシムルモ其地所共有私有

ヲ分別シ私有地ハ享保度山帖記載ノ町間ニ基キ其他ハ

不殘共有野山ニ復帰セン事ヲ希望セル旨申立タリ

被告答ル趣ハ該山原告申立ル通旧来当村共有ノ野山

ナレトモ私有ノ竹林アルハ享保度山帖ニ記載町間ノ通相違

ナク尤往昔粗漏ノ帖簿ナレハ境界等モ明記シナクシテ右

町間モ亦実地ニ適當セス只ニ該山私有ノ腰林アルヲ証ス

迄ナリ然シテ方今竹林共有地内ヘ蔓延シタルハ村内一

般ノ容許ヲ受林中ノ松木其稅トシテ村方ヘ差出シ来

〔一四四B〕

リ且村役場ヘハ無届ナレトモ該林私有ヲ以各互売買スルハ

村民ノ弁知スル処既ニ明治五年迄テハ双方異論ナキ耳ナラス

被告MD十左工門外五名ハ該林内ヨリ切畠ノ名称ヲ以

毎歲貢租モ上納致シ私有ノ竹林タル事相違ナク仍テ若シモ私有ノ

券証受領セハ林内ノ松木従来ノ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

慣習ナル以差出スヘク条理ナク且共有地内ヘ自保ニ開墾シ  
タル田地モ終ニ私有ノ券状拝受セルヲ考レハ該林モ私力ヲ  
以蔓延シタルハ右耕地モ全一理ナリ然ルヲ原告ニ於テ  
徒ラニ該林私有ヲ拒ムノ筋ナク仍テ目今所有ノ実況ニ  
基キ竹林拳テ私有ノ券証拝受セン事ヲ希望スル

旨陳述セリ因テ判決スル如左

第一条

〔一四五A〕

原被告共証拠トスル享保度山帖ハウ子ノ租ヲ除ク外六ヶ

所ノ論地ハ腰林町間迄ニテ野山タル事記載ナク然ルニ右町間

外ハ不殘共有ノ野山ナル旨双方申口吻合セル上ハ全ク往古

粗漏ノ帖簿ニシテ野山タル事明記無之トモ該村旧来ノ共

有山タル者ト信認ス

第二条

被告ニ於テハ共有地内ヘ無届開墾セル田畠モ遂ニ私有

ノ券状拝受スル上ハ該林モ亦私力ヲ以共有地内ヘ蔓出

シタル者ナルニ付右開墾地全一理ナル旨申立ルト雖モ無願自

己ノ切開地等ハ其所為元来不条理ナレトモ明治九年

第六十七号御布告等ノ趣意ニ仍テ則私有ト成

ルモ該林ノ如キハ共有地内ヘ蔓延シタルハ双方協議

〔一四五B〕  
ニ出タル者ニシテ其旨趣異ナル耳ナラス共有私有ノ

混淆スルヲ田地ニ比較シ該林拳テ私有ノ券状受領  
セントノ被告ノ陳述ハ相立サル者トス

第三条

該論竹林中私有地アル享保度山帖并村吏ヨリ差  
出ス帳簿等ニテ証スルニ足レルト雖モ境界等書載ナキ  
ニ付共有私有ノ境界ヲ実地ニ照シ釐正\*ノ証書ト  
スルヲ得ス \*「治め正す」の意

第四条

原告ニ於テハ該林中被告ノ私有地ナキニ非レハ享保度  
山帖記載ノ腰林町間ヲ除ク外総テ共有地ニ復帰ス  
ヘキ筋ナル旨申立ルト雖モ該簿ノ町間実地ニ於テ何レニ適  
〔一四六A〕

当セルカ旧来所有ノ被告本人タリトモ詳知スル能ハサル  
旨申立テ況ンヤ其境界証左ナクシテ當ニ釐正ヲ  
要求スルモ實際為スヲ得難キ者トス

第五条

前条々ニ弁明スル如クナルヲ以該林共有私有ノ  
境界釐正ノ証憑無之者ニ付更ニ其筋ヘ願立  
ノ上処分ヲ受ヘキ者ト裁決ス

但 訴訟入費ハ原被共自弁タルヘシ  
代書人共

右之通裁判申渡セシ間其旨相心得ヘシ

明治九年十月十日

〔一四六B〕

(記述ナシ)

〔一四七A〕(注84、85)

〔四一〕 經界論地ノ訴

十一月廿四日申渡\*

明治九年第六百八十八号

七等判事 印\*\*

\* 欄外朱書き

主 十四等出仕 小島 範一郎 印

\*\* 「横地安信」の丸朱印

副 四級判事補 一色 小十郎 印

裁判申渡案

沼隈郡中山南村

K S 寺住職

原告人 K H 廣 真

同郡同村

右代人 僧 M T 月 将

經界論地ノ訴

同郡同村

KR寺住職

〔一四七B〕

被告人

A C 哲雄

其方共詞訟遂審理処

原告人ハ別紙図表ノ論地ハ村役場ニ存在セル檢地水帖元禄十三ノ檢地以  
年\*西曆一七〇〇年  
下同斷

地並帖ニKR寺屋敷KS寺ト明記有之ニ付自分住持ノ所有地ニ相  
違無之就テハ明治五年地券發行ノ節ニモ第二号地券証ヲ拝受

シ該地ノ貢租諸役モ年々相納メ来タリ然ル処被告人住職セル

KR寺ハ第一号証ノ通りKS寺ノ末寺ナルニ付往古右論地ハ貸渡  
シ居レリ然ルニ被告人ニ於テ右論地ハKR寺ノ所有ニシテ第二号  
ノ地券証ハ右論地ニ相当セサル抔無根ノ妄説ヲ主張シ既ニ先  
般地利改正ノ際右論地ニ建設アル自分住持所有地ノ畝札ヲ妄リニ  
引抜き所有地境界ヲ妨碍セリ仍テ不得已及上訴処被告人ニ於

テKR寺ノ屋敷ハ宝曆八年\*三月再建シ其節兼テKR寺之  
\*西曆一七五八年

〔一四八A〕

所有セル敷地ヲ開墾シ目今現在セル屋敷并阿弥陀堂迄其地へ移転  
シタル旨同寺棟札并檢地水帖ヲ証拠トシテ申立ルト雖モ右棟札ハ  
勿論K

R寺屋敷阿弥陀堂迄再建ノ義ハ一切承知不致且右阿弥陀堂ハ元禄  
年度ヨリKR寺々内除地ニ建設アリ依之檢地水帖ニモ其義詳載

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

シタルニ付今日現在セル阿弥陀堂ハ除地ト確認セリ決テKR寺ノ  
私有

地ニ無之然ル上ハ右除地ニ接スルKR寺屋敷ハ檢地水帖ノ通りK

S 寺ノ所有地タル事明白ニシテ疑ナシ且被告人ニ於テ敷地開墾ノ縦  
跡

無之干今檢地水帖ノKR寺敷地ハ現在セリ然ルニ右等ノ苦情ヲ  
申立テKS寺所有地ノ境界ヲ妨碍スル旨申述セリ

被告人ハ原告人ヨリ上訴アウセル論地ハ自分住持寺ノ所有ニシテ決テ原  
告人住寺

ノ所有ニ非ラス其原由ハ抑モ往古KR寺ノ屋敷ハ即チ今般ノ論地  
東南

ニ接スルKS寺ノ所有地ニ建設有之ニ付原告人証拠トスル檢地水  
帖

〔一四八B〕

ニKR寺屋敷KS寺ト記載有之義ナリ然ル処右屋敷ハKR寺  
棟札ニ明記ノ通り宝曆七年\*七月風災ニテ悉ク破損シタルニ付宝

曆  
\*西曆一七五七年  
八年三月ニ至リ兼テKR寺ニ所有セル敷地即チ檢地水帖ニ記載ア

敷地六歩ヲ開墾シ其地へ更ニKR寺屋敷并曾テ除地ニ有之タル  
阿弥陀堂共再建シタルニ付目今現在セル屋敷阿弥陀堂共原告

六六七 (六三)

人証拠トスル檢地水帖ニKR寺屋敷KS寺并KR寺々内阿弥陀堂  
除地ト記載アルケ所\*ト其地ヲ異ニセリ仍テ右論地ハKR寺ノ

\* 箇所の意

所有タル事明昭タリ且該訴ノ証拠トシテ原告人ヨリ捧呈シタル  
地券証ハ該論地ノ外原告住寺所有地ノ地券証ニシテ決テ論地ニ相  
當

セス然ルニ原告人ニ於テ徒ラニ右論地ヲ自己ノ所有ナリト申立テ  
K

R寺屋敷ノ再建ト屋敷地移転ヲ不問ニ措クハ甚タ不条

理ナリ而シテKR寺敷地ハ檢地水帖ニ明記有之上ハ断然右論

〔一四九A〕

地ハ其敷地内ナル義ニテ決テ原告住寺ノ所有ニ無之旨弁駁セリ  
仍テ実地検査判決スル如左

第一条

兼 被告人ニ於テ目今現在セルKR寺ノ屋敷阿弥陀堂ハ宝曆八年三月

テKR寺ノ所有敷地即チ檢地水帖中下々敷六步KR寺ト記載

有之箇所ヲ開墾シ其地へ再建シタル旨申述ルト雖モ証拠

トスル棟札ハ原告人ニ於テ一切承知不致旨申答へ且右棟札ハ一

ノ木片ニテ他ニ右棟札ノ公正ト否トヲ証明スル証憑無之上

ハ屋敷阿弥陀堂共再建ヲ明認スヘカラス且KR寺所有敷  
地ヲ開墾セシ縦跡無之檢地水帖ニ記載アルKR寺ノ敷地ハ依然

同寺ノ後口并西北ニ現在セリ仍テ被告人右申述ハ信用セス

第二条

〔一四九B〕

原告人ヨリ該論地ノ証拠ニ捧呈セシ地券証ハ被告人ニ於テ論地ニ  
當  
摘當

セサル旨申之ニ付実地検査ノ上右地券証畝歩ノ論地ニ的當セサ  
ル廉并券状拝受ノ顛末ヲ該区戸長ニ質問セシ処明治五年地  
券發行ノ節ハ実地丈量ハ不致元禄年度\*ノ檢地水帖ノ俣地券

\* 西曆一六八八—一七〇四年

狀取調へ申出テタル旨申立タリ然ル上ハ右檢地水帖ハ元禄年  
度ノ調査ニシテ殆ト二百年\*〔前ナルヲ以テ地形ノ伸縮ハ可有

之トモ其地形伸縮セルニ因テKR寺屋敷KS寺ト明記アル右

檢地水帖ヲ取消シ公証ニ不相立理由無之仍テ其檢地

水帖ニ基キ拝受シタル右地券証モ自ラ該論地ノ公証

ナリト信認スルモノナリ

第三条

前条々説明スル筋合ナルニ付別紙見取図面ニ明示スルKR寺

〔一五〇A〕

々内ノ阿弥陀堂地四畝式拾五步六尺竿以下同断ハ即チ元禄年度  
ノ檢地水帖除地ニ相當シ該論地三畝式拾四步即チKR寺

屋敷地ハ右檢地水帖并原告人所持セル地券証ニ基キ原

告人住職セルKS寺ノ所有ナリト判決ス\* \* 本項末尾を参照



但 訴訟入費ハ成規ニ照シ被告人ヨリ弁償ス可シ

右代書人

右之通裁判申渡々間其旨心得ユヘシ

所有地ナリト判決ス

〔二五〇B〕

(記載ナシ)

\* 〔内ノ部分(二つの\*で挟んだ箇所)は、以下の朱書きで訂正されており、その冒頭に「横地安信」の丸朱印が押されている。

印\*前ナルヲ以テ該畝歩ノ伸縮ハアル可クナレトモ其現地ノ変換ス可

〔二五〇A〕

ク筈無之因テ元祿度取調ヘタル検地水帖及ヒ地並帖

二百六十一番KR寺屋敷拾歩KS寺ト明記セルヲ取消

ス可キ理由無之其検地帖ニ基キ拜受セル地券状ナル

〔二五〇B〕

ニ付該論地ニ的当スル公証ノ地券状ト確認スルモノナリ

第三条

前条ニ説明スル筋合ナルニ付別紙見取図面ニ明示スルKR寺々内

ノ阿弥陀堂地四畝式拾五歩 六尺竿以下 ハ即チ元祿度検地水帖

ノ除地六歩 式間 二百 KR寺々内阿弥陀堂トアル除地ニ相当シ該

論地ハ右帖簿ニKR寺屋敷KS寺トアリテ其地券状ヲ原

告所有セルニ基キ現畝歩三畝式拾四歩ハ原告KS寺ノ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

なお、本葉〔二五〇B〕の次に本件係争地の図面が挿入されており、「明治九年十一月 広島縣裁判所」の記載がある七〇五頁下部の図面を参照。

〔二五一A〕(注86、87)

〔四二〕<sup>(注88)</sup> 沿革引渡違約之訴

十一月廿日申渡\*

明治九年十一月二日

七等判事 印\*\*

九年千六百十三号\*\*

裁判言渡案伺

広島県備後国

六六九(六五)

亭(お)は麻(あさ)の意

\* 欄外に朱書き

主三級判事補 山田 熊雄 印

副十四等出仕 小島 範一郎 印

\*\* 「横地安信」の丸朱印

\*\*\* 朱書き

御調郡垣内村住居

原告 農 KN 大一郎

扱亭引渡違約之訴

同 県安芸国

広島五丁目寄留

被告 商 KM 壽三郎

其方共詞訟遂審理処原告KN大一郎儀大

坂府下阿波座四丁目KM辰次郎ヨリ譲リ受タル該

（一五一B）

件第一号証書ノ趣旨ハ右辰次郎ナル者西洋形権衡

製作ノ官許ヲ得同人出張製作ノ名義ニテ被

告KM壽三郎ヘ権衡<sup>\*</sup>製造依頼イタシ委任状相渡

<sup>\*</sup> 権衡は「はかり」の意

シ名目ハ資本金又ハ委任料ト相唱ヘ其実委任ヲ受

タル礼謝金トシテ明治八年四月廿八日金貳百圓受取ルヘキ

筈ノ処被告ノ依頼ニ因リ金百圓ハ明治八年五月受取

ルヘキ約定ノ証文ニ致シ残ル百圓ニ当リ扱亭壹丸ニ付

代価凡八圓ノ見込ヲ以十三丸大坂京町堀迄明治八年

五月三日差登スヘキ約定ニテ該証書受取タリ然ル処

自分ヨリ辰次郎ヘ貸付金有之ニ付便宜ニ依リ第貳

号証ノ通り証書讓受右扱亭拾三丸ノ内金五圓ハ受

取済ノ由ニ付残品差引請求ノ未訴出タル処被告（二）於テ委

（一五二A）

任状ハ未タ受取ラズ権衡製造所副社長ノ依頼状ハ既ニ引上

ラレタル旨申立ルト雖モ委任状ハ前条ノ手續ニテ既ニ付

与シ依頼状引上タル儀ハ曾テ無之旨申立タリ

被告（二）於テハ原告第一号証書ハ自分ヨリ差入レタルニ相違

無之ト雖モ其実明治八年四月大坂表ヨリKM辰次郎

罷越シ第壹号証ノ通り本県下八箇大区中ヘ権衡

製造兎捌キ引受サスヘキトノ事ニテ第二号証ヲ通権衡

製造所副社長ノ依頼ヲ受（ケ）第三号証ノ通り委任料

五拾圓辰次郎代人BB亀之助ナル者ヘ相渡スト雖モ委

任状ハ未タ受取ラズ官庁ノ許可モ未タ得ザル内明治八

年五月中旬故障差起リ右代理人亀之助儀第二号依

頼状引上前段ノ約定相破レタリ然ルニ今般原告請求

（一五二B）

ノ扱亭ハ右委任料ノ残金ニシテ原告申立ノ如ク礼謝金ニハ無之乃

チ

名目ハ委任料又ハ資本金トモ相唱フルト雖モ未タ金額ノ

定ナク右扱亭モ時ノ相場ヲ以金員ニ立替ユヘキ定約

ニシテ一件成就不致上ハ却テ原告ヨリ第三号証ノ委任料

五十圓返却ヲ受ヘキ筋ニテ原告（二）於テ残金請求スヘキ權利無

之旨 答弁セリ依テ判決如左条

第一条

被告(二)於テKM辰次郎ヨリ權衡製造売捌キノ依頼ハ受ルト雖モ委任状ハ未タ受取ラズ其依頼状モ其後辰次郎代理BB龜之助ニ引上ラレ一件約定相破レタル旨申之原告(二)於テハ委任状ハ既ニ付与シ依頼状モ引上ザル旨申立ルト雖モ何レモ口頭無証ノ陳述タルヲ以(一五三A)并ニ採用不相成

第二条

原告第壹号証書ノ趣旨ハ名目委任料又ハ資本金ト称呼スト雖モ其実委任ヲ受タル礼謝ニ受取ルヘキ貳百円ノ残金トシテ扱孥差登スヘキ約定ノ旨原告(二)於テ申立ルト雖モ該証書文面ニ於テ權衡委任資本為残トアルノミニシテ其金額ノ定メ及ヒ礼謝金タルヲ了知スヘキ証左無之ニ付右申立ハ採用不相成

第三条

前兩条ノ通り原被告ノ際委任状ヲ付与シタルヤ又未タ領取セザルヤ孰レト了知ス可カラズト雖モ原告(二)於テ礼謝金ナリトノ陳述採用不相成ニ付テハ原告請(一五三B)求ノ扱孥十三丸ハ該証書明文ノ通り權衡委任ノ資

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

本金ニ相違無之トス然ル上ハ\*「双方協力営業上(二)於テ所用ノ者ニシテ原告第二号証書ノ如ク一方ノ者借用金返済難相成トテ擅ニ外人ニ譲与スヘキニ非ルナリ依之該譲リ証ヲ以」\*被告ニ対シ資本残金ヲ請求スルノ理由無之者ト判決セリ

但 訴訟入費ハ規則ノ通り原告人ヨリ弁償スベシ

被告差添人

右ノ通り申渡セシ間其旨可相心得事

\* 本文「」の四行分は、以下の朱書きの文章で置き換えられたか。

\*\* 本文「」ノ間ヲ改メ

\*\* 以下は朱書き

印\*\*\*原告(二)於テ假令委任状ヲ既ニ付与ストモ

\*\*\*「横地安信」の丸朱印

被告(二)於テ權衡製造売捌ノ官許ヲ得(ス\*\*\*)

\*\*\*「ズ」か。

且依頼状ハ未タ引上ザルトノ明証無クンバ

\* 本文「」の部分の欄外上部に以下の朱書きと印鑑が押されている。

六七一(六七)

「權衡資本金ト看ルモ其資本ハ條例規則アル資本金ニアラザル以上ハ外人へ譲与スベカラズトハ束縛ニ近シト思想因テ不同意 印 印<sup>\*\*\*</sup>」

とあるのは担当裁判官の間の意見の相違を示すものか—筆者—  
\*\*\* 「一色」「小島」の丸朱印

其方共一件遂審理処左ノ如シ  
被告 農 WY 萬右衛門  
原告 T J 作兵衛 被告 WY 萬右衛門へ明  
治八年七月廿一日金式百六拾六円九十錢貸渡シ  
同年十月二十日限り返済可致ノ証書取置ク処

〔一五四A〕(注88、89)

〔四三〕貸金催促ノ訴

五月十日期限\*

\* 欄外に朱書き

明治八年第千八百九拾壹号\*\*

\*\* 朱書き

七月八日出

七月十五日

入札払達之\*\*\*

\*\*\* 三行分欄外上部に墨書き

裁判申渡案

印\*\*\*\*

岡山県備後国足田郡<sup>マ</sup>

\*\*\*\* 「横地安信」

府中市村

の丸朱印

原告

商 T J 作兵衛 代言人\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\* 代言人以下の同人住所氏名は朱書きで書加え

同県同郡同村

木原 保太郎

貸金催促ノ訴

〔一五五A〕

但 訴訟入費ノ儀ハ身代限売払代金  
ノ内ヨリ弁償スヘシ

右

所役人 代書人

右之通申渡セシ間一同立会被告 WY 萬  
右衛門所持ノ動産不動産取調ノ上書面  
ヲ以テ申出ツヘシ

明治九年二月 主 十五等出仕 小島 範一郎 印  
副 権 中 属 一 色 小 十 郎 印

被告 農 WY 萬右衛門

其方共一件遂審理処左ノ如シ

原告 T J 作兵衛義被告 WY 萬右衛門

へ明治八年七月廿一日金貳百六拾六円九拾錢

(一五六B)

(一五五B)

(記述ナシ)

貸渡シ同年十月二十日限り返済可致ノ証書

取置ク処期限過去去リ漸ク元利ノ内へ貳

拾七円五拾錢ハ返済致候得共殘金返

済不致終ニ出訴ニ及フト雖モ済方不

行届ニ付 WY 萬右衛門身代限済方

申付ル間右入札払代金之内ヨリ受渡スヘシ

但訴訟入費ノ義ハ身代限売払代金

ノ内ヨリ弁償スヘシ

右 所役人 差添人

右之通り申渡セシ間一同立会被告

WY 萬右衛門所持ノ動産不動

(一五七A)

産取調之上書面ヲ以テ申出ツヘシ

明治九年三月十二日

(一五六A) (注90, 91)  
【四四】貸金催促ノ訴  
九年千八百九一号\*

申 渡

\* 朱書き

岡山県備後国足田郡

府中市村

商 T J 作兵衛 代言人

同県同国同郡常村

農 木原 保太郎

原告 貸金催促ノ訴

広島県安芸国賀茂郡

乃美尾村

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

六七三 (六九)

廣島縣七等判事

横地安信

七等判  
事横地  
安信印

\* 一辺二・一  
cmの角朱印

被告入 F M 萬助  
其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

(一五七B)

(記述ナシ)

(一五八B)

行届ニ付被告F M萬助身代限済方申付ル間  
右人札払代金ノ内ヲ以テ受渡ス可シ

但 訴訟入費モ規則ノ通り身代限売払代金ヲ以  
弁償スヘシ

所役人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年六月九日 主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 十四等出仕 小島 範一郎 印

(一五八A) (混92、93)  
【四五】貸金催促ノ訴

九年六月廿六日言渡済 印

八月廿四日満期\*

明治九年第七百六号

裁判申渡案 印\*\*

安芸国広島二丁目

商

貸金催促ノ訴

原告人 Y N 正雄

全国佐伯郡五日市村

農

(一五九A) 【原告人申立書】

明治九年第七百六号

貸金催促ノ訴一件御審問ニ付原告人

左ニ申上候

第一条 本訴請求ノ全員ハ全ク貳拾壹円三拾銭

被告ヨリ返弁ヲ得ベキ旨意ニ有之候事

第二条 右之外申上ベキ廉并之レニ関スル証拠書

類無御座候事

右之通相違不申上候以上

明治九年六月六日

五百三拾七番地同所巻番邸

商 Y N 正雄 印\*

\* 丸朱印

〔一五九B〕

(記述ナシ)

〔一六〇A〕 (注94、95)

【四六】貸金催促ノ訴

九年二月廿七日裁許\*

明治九年第貳百貳拾号

印\*\* 民事裁判申渡案

広島稲荷町下組 農 N M 峯造

代理人

広島袋町 士族

\*\* 「横地安信」の丸朱印

\* 欄外に朱書き

原告 貸金催促訴\*

石津 延 藏

\* 貼付の付箋には

「抵当物入札払代金四拾五円

ニテ負債高二不足スルニ付

身代限り処分

四月四日揭示

安芸国安芸郡府中村 農

六月二日期限」

被告

T D 雲次郎

の記載がある。

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

原告 N M 峯造儀昨明治八年八月廿七日被告 T D 雲

次郎へ金四拾五円貸渡シ同年十二月ヲ以テ返

済期限ト定メ抵当トシテ雲次郎所有ノ地所家

〔一六〇B〕

屋ヲ書入レタル証書ヲ取り置ク処期限過去リ返

済不致遂ニ出訴ニ及ブト雖モ済方不行届ニ付

右抵当書入レノ地所家屋共入札払致シ其ノ

代金負債ノ元利高へ引足ラザル節ハ尚又被

告雲次郎身代限済方申付ル間右売払

代金ヲ以テ受渡ス可シ

但訴訟入費モ右売払代金ノ内ヨリ償却ス可

シ 右代書人

所役人

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

六七五 (七一)

右ノ通申渡タ間一同立会抵当トシテ書入レタル被告雲次郎  
所有ノ地所家屋共来ル廿日入札払取計ヒ  
候上書面ヲ以テ申出ヅベシ

明治九年二月十二日

主少属 粕屋 萬尋 印  
副権中属 一色 小十郎 印

(二六一A)

裁判申渡

広島県安芸国広島稲荷町

下組 農 N M 峯造 代言人

同県同国広島袋町

原告

士族 石津 延藏

貸金催促ノ訴

同県同国安芸郡府中邸

被告

農 T D 雲次郎

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

原告 N M 峯造儀昨明治八年(八月)廿七日被告 T D

雲次郎へ金九拾円貸渡シ同年十二月ヲ以テ返

済期限ト定メ抵当トシテ雲次郎所有ノ地所家

屋ヲ書入レタル証書ヲ取り置ク処期限過去リ返済

(二六一B)

不致遂ニ出訴ニ及ブト雖モ済方不行届ニ付右抵

当書入レノ地所家屋共入札払致シ其ノ代金負

債ノ元利高ヘ引足ラザル節ハ尚又被告雲次郎  
身代限済方申付ル間右売払代金ヲ以テ受渡ス可シ  
但 訴訟入費モ右売払代金ノ内ヨリ  
弁償ス可シ

右

所役人

代書人

右ノ通申渡タ間一同立会抵当トシテ書入レタル被告雲次

郎所有ノ地所家屋共来ル廿九日入札払取計ヒ候上書

面ヲ以テ申出ヅベシ

明治九年二月廿七日 広島縣七等判事 横地安信

七等判  
事横地  
安信印

\*

\* 一辺二・一 cm の角朱印

(二六一A) (注96, 97)

【四七一】 貸金催促ノ訴

十月十七日期限\*

十九日呼出印\*\*

\* 欄外に墨書き



明治九年第貳千百七十九号

七等判事 印\*\*\*

主 印\*\*\*

\*\*\* 「八瀬」の丸朱印  
\*\*\* 「横地安信」の丸朱印  
\*\*\* 「小島」の丸朱印

代書人

右之通申渡タ間一同立会被告三名所持ノ動産不動

産取志<sup>マツ</sup>ラベノ上書面ヲ以テ上申スヘシ

明治九年八月七日

副 印\*\*\*

裁判申渡稿

\*\*\* 判読不能。「粕屋」か。

安芸郡大須賀村

原告人

農 O M 数奇男

貸金催促ノ訴

同郡同村

被告人

D I 銀平

同

K M 伴作

同

T M 壽助

其方共一件遂審理処如左

原告人義明治八年九月被告三名へ金七拾円貸与へ明治九年三月

〔二六二B〕

限り返済可致トノ証書取置ク処期限過去リ契約ヲ履行セ

ス終ニ及出訴ト雖モ濟方不行届ニ付被告三名身代限

リ濟方申付ル間右入札払代金ノ内ヨリ受渡スヘシ

但訴訟入費ハ身代限入札払代金ノ内ヨリ償還スヘシ

所役人

右

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

被告

溝上兼次

同村農

治助 代言人

同国世羅郡本鄉村農 M U

白根 淳六

同国惠蘇郡新市村農

喜兵衛 代言人

備後国御調郡尾道町 商 M Y

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

\* 二行分欄外に墨書き

明治九年第七百四十九号

五月廿五日満期\*

〔四七一〕 貸金催促ノ訴

印\*\*\* 裁判申渡案

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

六七七 (七三)

原告人MY喜兵衛儀明治八年十一月廿七日被告人

MU治助へ金七拾八円六拾五銭貸シ渡シ明治

（一六三B）

八年十二月十五日限り返済ヲ受クキ証書ヲ取

置ク処期限過去リ内僅カニ米貳石八斗五升受

取りタル耳ニテ元利皆済不致ヨリ遂ニ出訴ニ

及フト雖モ済方不行届ニ付被告人MU治助

身代限済方申付ル間右身代限財産売払

代金ヲ以テ受渡スベシ

但 訴訟入費モ右身代限財産売払代金ノ内ヨリ償却スベシ

代書人 右 所役人

右ノ通申渡セシ間一同立会被告人溝上治助所有ノ動産不動産取調

ノ上

書面ヲ以テ申出ツベシ

明治九年三月十七日 主 少 属 柏屋萬尋印

副 十五等出仕 小島範一郎印

【四八】貸金催促ノ訴

九年八月十一日申渡スミ\*

十月十日期限\* 八月十二日一同呼出し\*\*

明治九年第二千二十五号\*\*\*\*\* 「八浬」の丸朱印

印\*\*\*\*\* 裁判案

安芸国広島革屋町

商

貸金催促ノ訴

原告人 M M 治平 全国安芸郡大須賀

D I 銀平 同居 土族

被告人 K K 彦一

全国全郡全村

土族

被告人 T S 林太

其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

原告M M 治平儀明治四年三月被告K K 彦一

（一六四B）

T S 林太へ金四拾八円拾四銭八厘貸渡シ明治四年十二月

限返済可致ノ証書取置ク処期限過キ去リ返済

不致終ニ出訴ニ及フト雖トモ済方不行届ニ付被告

K K 彦一 T S 林太身代限済方申付ル間右人札

払代金ノ内ヲ以テ受渡ス可シ

\* 欄外に朱書き

印\*\*\*\*\* 欄外墨書き

朱書き

「横地安信」の丸朱印

なお、欄外上部に朱

書きで「十月廿五日

入札拂」とある

但 訴訟入費規則ノ通り身代限売払代金ノ  
内ヲ以テ弁償ス可シ

所 役 人

右之通申渡セシ間一同立会被告KKK彦一T S 林

太所持ノ動産不動産取調ノ上書面ヲ以テ申出

ツベシ

明治九年七月十九日 主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 十四等出仕 小島 範一郎 印

備後国惠蘇郡下原村

農

被 告

G T 賢哉

其方儀 I K 雄作外一名ヨリ係ル貸米出

入濟方不行届ニ付身代限濟方申付ル

但 訴訟入費モ成規之通償却スヘシ

備後国三上郡庄原村

農 I K 雄作外一名 代言人

同国惠蘇郡新市村

〔一六五B〕

農

原 告

白根 淳 六

右之通被告人へ申渡夕間身代限濟方受

クヘシ

引 合 人

代 書 人

右之通申渡夕間其旨可相心得事

明治八年十一月

廣 島 縣

十二月四日申渡\*

九年二月一日期\*

九 年 二 月 一 日 期 \*

六七九（七五）

〔一六五A〕（注脚、略）

【四九】

呼出一枚\*

九年千五百四十六号\*\*

五等判事 印\*\*\* 民事係 印\*\*\*\*

主 印\*\*\*\*\*

\*\*\* 「藤井」の丸朱印

\*\*\* 「小島」の丸朱印

副 印\*\*\*\*\*

\*\*\* 丸朱印は「白濱」か

\*\*\* 「馬渡」の丸朱印

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

七等判事 印\*\*\*\*\*

裁判申渡案

申 渡

六七九（七五）

〔一六六A〕（注脚、逆）

〔五〇〕貸米催促ノ訴

六月三十日揭示期限 印\* \* 欄外に墨書き。「石田」の丸朱印  
明治八年第二千五百九十五号\*\* 朱書き  
印\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

申渡

安芸国高宮郡古市村

商

貸米催促ノ訴 被告人 T M 甚七

其方儀 F H 宗兵衛ヨリ掛ル貸米出入濟方不  
行届ニ付書入ノ家屋地所来ル十二日入札払代価ヲ  
以濟方申付若シ代価負債ノ高二不足スル時ハ  
猶身代限り濟方申付ル

但 訴訟入費モ規則ノ通り償却スベシ

原告人 商 F H 宗兵衛

原告人 商 F H 宗兵衛

原告人 商 F H 宗兵衛

〔一六六B〕

商

右代言人 神保 一郎次

右之通被告人へ申渡夕間濟方受クベシ

差添人

代書人

右之通申渡夕間其旨可相心得事

明治九年一月四日 廣 島 縣

一月五日申渡濟\* 主 権中属 一色 小十郎 印

副中属 山田 熊雄 印

\* 朱書き

〔一六七A〕（注脚、逆）

〔五一〕貸金催促ノ訴

九年六月八日言渡濟 八月六日満期\*

明治九年第十号

\* 欄外に墨書き

印\*\* 裁判申渡案

原告人 商 M Z 保兵衛

原告人 商 M Z 保兵衛

原告人 商 M Z 保兵衛

右代言人

貸金催促ノ訴

農 平元 和七郎

同所新川場町

被告人

工 N M 五郎九

同人父

同 N M 忠右衛門

同人弟

右代人 N M 助次郎

〔二六七B〕

広島稲荷町

引合人 商 H 保太郎

同所中島新町

同 商 Y M 重三郎

其方共一件遂審理処如左

原告M Z 保兵衛義明治八年七月五日引合

人H 保太郎 Y M 重三郎ヨリ被告N M 五郎

九 N M 忠右衛門へ貸金百拾五円ノ証書ヲ譲リ

受ケ右証書ニ記載シタル返済期限ノ明治八年七

月三十日ニ至リ被告兩名ヨリ\*

一切返済不致仍テ不得已及出訴ト雖

モ尚ホ濟方不行届ニ付被告五郎九忠右衛門共

身代限濟方申付ル間右売払代金ノ内ヨリ

〔二六八A〕

受渡スヘシ

但シ訴訟入費ハ被告人ヨリ原告人并引合

人へ右売払代金ノ内ヨリ弁償スヘシ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

右

所役人

差添人

右之通申渡夕間一同立会被告N M 五郎

九 N M 忠右衛門所持ノ動産不動産取調

ノ上書面ヲ以テ申出ツヘシ

明治九年五月 主 十四等出仕 小島 範一郎 印

副 四級判事補 一色 小十郎 印

〔二六八B〕

(記述ナシ)

〔二六九A〕 (注108)

〔五二〕 貸金催促ノ訴

九年十月十九日揭示期限\*

八月廿一日呼出ス 印\*\*

明治九年第九百八十三号

七等判事 印\*\*

主印\*\*\*

副印\*\*\*\*\*

副印\*\*\*\*\*

六八一 (七七)

\*「弁金方数度及督促」が朱抹されているが、前後を赤〇で挟んでおり、「イキ」の意か。

\*\*「八瀬」の丸朱印 \* 欄外に朱書き

\*\*\*「横地安信」の丸朱印 \*\*\*\*\*「小島」の丸朱印

ハ資料

修道法学 三四卷 二号

六八二(七八)

裁判申渡稿

\*\*\*\*\*「松野」の丸朱印

原告人

〔一七〇A〕(注四)出

\*\*\*\*\*「欄外に墨書き

原告人

三之助

〔五三〕野山入会之訴訟

\*\*\*\*\* 印

右代人

安芸郡牛田村

九年七月十一日申渡済\*

\*\*\*\*\* 欄外に墨書き

貸金催促ノ訴

士族 NN 直太郎

\*\*\*\*\*「八瀬」の丸朱印と二行にわたる注記があるが判読不能

\*\*\*\*\* 朱書き、「横地

貸金催促ノ訴

原告人

九年第七月十一日裁決ス 印

\*\*\*\*\* 朱書き、「横地

被告

商 KK 直助

\*\*\*\*\* 裁判申渡

\*\*\*\*\* 朱書き

被告

商 KK 直助

原告人

同郡 SGR 村 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

其方共一件遂審理処如左

原告人

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

原告 NG 三之助義明治五年五月晦日被告 KK 直助へ金四拾

同

同郡 SGR 村 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

〔一六九B〕

同

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

三円貸渡シ明治五年六月五日限り返済可致トノ証書取置ク処

同

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

期限過去リ其約ヲ履行セス終ニ及出訴ト雖モ濟方不行

同

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

届ニ付被告 KK 直助身代限濟方申付ル間右入札払

同

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

代金ノ内ヨリ受渡スヘシ

野山入会之訴訟

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

但 訴訟入費モ身代限入札払代金ノ内ヨリ弁償スヘシ

同

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

右

所役人

〔一七〇B〕

同郡 YN 町 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

右

差添人

原告人

HNJ 村 総代

\*\*\*\*\*「横地安信」

右之通裁判申渡夕間一同立会被告人所持ノ動産

原告人

IU 奎三郎

\*\*\*\*\*「横地安信」

不動産取調ノ上書面ヲ以テ申出ツヘシ

原告人

MO 九十良

\*\*\*\*\*「横地安信」

原告人

FS 喜市

原告人

同郡

\*\*\*\*\*「横地安信」

引合

N N J 村

其方共訴訟旧小田県ニ於テ予審中岡  
山県へ引継相成尚所轄替ニ付当県へ

引請遂審問処

原告K G R 村外ニケケ村ニテ同郡H N J 村

地内字大倉山ノ儀ハ往昔ヨリ肥草及ヒ

牛馬ノ秣刈場ニテ互ニ田地培養ノ為メ入会

〔一七一A〕

致シ来ル山地ナルヲ去ル正徳\*年中被告H

N J 村ニテ新家新林建設スル故差纏ト

ナリ旧福山藩ノ添翰ヲ以テ第一号ヨリ第四

号ニ至ル願書ノ通旧幕府代官所笠岡

出張所へ出訴シ原告ニケケ村被告H N J

村并N N J 村ト五ケ村入会地ノ裁許状

拝受罷在ル処預リ主S G R 村元庄屋A H

平三郎及絶家其節裁許状紛失シ其

後被告村ハ旧福山藩ノ所轄トナリ当村ニ

ハ右裁許状無之ト思量スルヨリ嘉永七寅

年\*被告ヨリ入会ノ故障致スニ付同年

中所轄庁へ告訴シ正徳年中ノ願書

并旧笠岡役所へ遣ハサレタル添翰有之廉ニ

〔一七一B〕

依リ夫ニ推問ノ上入会山ト相決スル際被告

村ヨリ論所ノ立木伐採スルニ付原被告ヨリ山番

ヲ附ケ置キ既ニ裁決ニモナル可キノ処廢藩ト

ナリ更ニ小田県へ引継ニナリ〔原被告〕\*对審

ノ末双方へ説諭有之訴訟中止致シ居ル

処際限無之殊ニ田畑培養草ニ差支ル

故前記第一号ヨリ第四号ニ至ル書面ト

第五号旧藩ヨリ笠岡役所へノ添翰聞

書ノ写第六号寶永八年\*取調旧藩へ

差出タル村々明細帳写ヲ確証トシテ明

治八年一月廿三日野山入会ノ儀ヲ再訴

シ審問中寛政六年\*十二月H N J

村庄屋太次良ヨリ調印有之書面ニ字

〔一七一A〕

大倉山入会云々確乎ト記載有之ニ付第

七号ノ証憑トシテ字大倉野山ハ地元H N

J 村原告三ケ村并N N J 村トモ都合五ケ

村ノ入会秣刈場ニ付無謂故障不申立

前々ノ如ク入会致ス可ク旨ヲ告訴シタリ

被告H N J 村ニ於テハJ G R 村外ニケケ村

ノ者訴ル大倉野山ト唱フル場所ハ第一号証

\* 西曆一七一一年

\*\* 西曆一七九四年

\* 内の三  
字分割除

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

六八三 (七九)

憑ノ如ク元禄十三辰年\*五月中旧領主

\*西曆一七〇〇年

松平伊予守代ノ檢地帳ニ字東山野山牛

馬飼場村中ト記シ場広ノ山ニ付反別ハ記

入不致ト記載セシ一村共有地ニテ數百有余年

間所有罷在尤NN丁村ハ東西二村ト

区別スレトモ元一村ニ付入会ノ規定ヲ交換シ

(一七二B)

秣刈取ル仕来ニ有之ト雖モ原告三ヶ村ハ入会

致サセタル旧記ハ勿論申伝モ無之然ルニ福山

藩ヨリ其節ノ所轄庁旧幕府代官所笠岡

役所へ差越シタル添翰ヲ読聞タルヲ写取り并

正徳已来數通ノ訴状ヲ証トシ同藩へ所轄替

トナルヲ附込ミ嘉永七寅年\*中ヨリ告訴シ

\*西曆一八五四年

審問中廢藩ニ付小田県へ引繼ノ後原被告へ

説諭有之訴訟中止スル処田畑培養秣

ニ差支難洪ノ折柄明治八年一月前々ノ書

類并原告三ヶ村ニ存在スル村明細帳ノ写ヲ

証拠トシ再訴スレトモ当村ニテ承知ノ調印シ(タ)ル義モ

無之原告ノ自ラ記載スル書面ニテ入会ノ証

書ト認メ難ク其後寛政年中\*当村元

\*西曆一七八九

(一七二A)

庄屋飯役太次良ヨリSGR村庄屋へ遣シ

一八〇一年

タル調印有之書状ヲ見出シ入会ノ確証トス

レトモ太次郎ノ実印ナルヤ數年ヲ經過シ照合

スル印影モ無之殊ニ原被告元管轄庁ヲ異ニ

スル故入会山ナラハ必ス規定書寫交換ス可キ

筈ナルニ当村へ対シ根拠トス可キ者無之

ニ付前記ノ檢地帳ニ明細ナル村総持地ニテ

第二号旧藩所轄已来ノ割附目錄ニモ

山年貢ノ廉記入シ何山へ当ル税トモ区分

無之ト雖モ山税トシテ相納ル税額ニ籠リ

居ル一村共有地ニ付原告多年ノ訴ナレトモ

字東山野山へ入会為致可キ理由無之

旨ヲ答弁セリ

(一七三B)

引合NN丁村ハ被告陳述ノ通元一村ナルヲ

旧幕府代官所管轄ノ節東西NN丁村ト分

村スルニ付字東山野山ハHN丁村最寄ニ付

同村檢地帳ニ記入スレトモ当村ハ約定書取

リ為換置キ右野山秣刈取リトシテ兩村隔意

ナク入会致ス旨ヲ答弁セリ

仍テ判決スル左ノ如シ

第壹条

原告KGR村外二ヶ村ハ被告HN丁村地内



字大倉山入会ノ儀第一号ヨリ第四号ニ  
至ル寶永八年及ヒ正徳二年ニ旧幕

府代官所并旧福山藩へ指出シタル書面ヲ  
入会ノ証拠トスレトモ原告各村限りノ願書ニ

〔一七四A〕

テ被告へ対スル証憑ニ無之且第五号旧藩  
庁役員ヨリ旧笠岡役所へノ添翰ヲ読聞タ

ル書取存在スレトモ数年間ヲ経過シタル今日  
ニ至リ被告ノ者共聞知セサル趣ニ付是又入  
会山ノ証書ニハ信用シ難シ

#### 第一条

原告第六号宝永八年\*四月各村ニテ旧藩

\* 西曆一七二二年

へ書上タル村明細帳ニ公領N丁村大倉山ト

申野山古采ヨリ入会ト記載セシ廉ヲ確証

トスレトモ其原書トス可キモノナキ而巳ナラス

被告村ノ調印モナク原告各村限りノ留記

ニ付確認シ難ク第七号寛政六年\*十二月被告

HN丁村元庄屋太次郎ヨリ原告ノ内

〔一七四B〕

SGR村へ遣セシ書状ヲ以テ大倉山五ヶ村入会

秣場ノ外へSGR村ノ者立入規定ヲ犯シ伐木シ

タル云々ノ文意ニ依リ野山地元HN丁村ナレトモ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

NN丁村トモ都合五ヶ村ノ入会秣場ナル旨申  
述スルト雖モ被告ハ亡太次郎元庄屋仮役

中他村へ係ル照会状ヲ仮役一名ノ取計ハ有之

間敷殊ニ数年ヲ経過スルニ付照合スル印影モ

無之趣且入会山ナレハ旧福山藩ト旧幕府代

官所ト管轄ヲ異ニスル故原告ニテ確乎タル

規定書取りヲ為換置ク可キヲ其儀無之シテ

太次郎一名ノ書状而已ニテ入会ノ証憑トハナシ

難シ

#### 第三条

〔一七五A〕

原告ハ先年旧笠岡役所(三)於テ大倉山入会

ノ裁許状下付相成タルヲ預リ主絶家シ紛

失セシ趣申立レトモ無証ノ申分ニ付採用セ

ス

#### 第四条

NN丁村HN丁村ト元一村ナレトモ旧笠岡役

所へ請願ノ上二村ニワカチ野山ハ規定交

換シ従前ノ如ク入会ル旨東西N丁村トノ

申口ハ符合スレトモ原告ニ於テ入会ノ確証トスル廉

無之ニ付五ヶ村入会ナリトノ申立ハ採用セス

#### 第五条

六八五(八一)

前条ノ筋合ナルニ付元庄屋仮役太次良ノ書状ヲ有スルト雖モ入会ノ規定書モ無之

（一七五B）

元来野山ハHN丁村地元ナル旨原被申

口吻合スルニ付テハ元禄十三辰年\*五月改タル被

\* 西曆一七〇〇年

告村檢地帳ニ全有スル野山ニ付シ約定書無之シテ入会

ス可クトノ原告申分ハ不相立モノト判決ス

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告ニケ村ヨ

リ償却ス可シ

差 添 人 共

代 書 人

右ノ通裁判申渡夕間其旨可相心得  
事

（一七六A）（注出、出）

【五四】貸金催促之訴

九年第九十四号\*

印\*\*

裁判申渡

岡山県備中国

小田郡笠岡村 商

HN 嘉三郎

貸金催促之訴

〔被告人〕\* 広島県備後国 \* 〇内を補充した

品治郡下安井村 農

YD重太郎 事

YD清之助

其方共訴訟遂審問処

（一七六B）

一原告ハ第一号ノ如ク明治八年十一月

廿八日金七拾円ヲ被告重太郎事

YD清之助ヘ新市村UD瀬平ヨリ

貸渡卷ケ月ニ付貳歩宛ノ利息ヲ

加ヘ明治八年十二月廿五日限り返弁

之約定ニテ若（シ）期限ニ至リ延滞ノ節

ハ一日ニ付金貳円宛ノ償金ヲ可差出旨

ノ証書取之右金円貸渡シタル処U

D瀬平ヘ貸金有之ニ付第二号ノ証

書ヲ請取YD清之助ヘノ貸金ヲ讓

リ受タル儀ニ付原証書ヲ以テ催促ス

レトモ元来証書ハ相渡トモ金円借受

\* 朱書き

\*\* 「横地安信」の丸朱印

ケタル儀無之抔しほま自俣ノ申分ニ付元儀  
〔一七七A〕

主へ及尋問処H D藤吉同席ニテ  
証書引換被告へ相渡シタル趣申  
聞就テハ第一号証憑ニ依リ元利  
金及ヒ違約ノ償金共速ニ返済

受度旨ヲ告訴シタリ

一被告ハ明治八年十一月廿八日金七拾  
円借用云々ノ証書押印之上U D瀬  
平へ相渡シタルハ相違無之ト雖モ  
金円請取タル儀無之其原因タルヤ  
U D瀬平ヨリ金円借受ル約定ニ付  
右証書ヲ認メ押印シH D藤吉へ相  
渡シ然ルニ金円持參セサル故同人宅  
へ罷越尋問セシ処債主留守ニ付取

〔一七七B〕

引延引相成旨申聞其後新市村K  
B伊太郎宅ニテ可相渡趣ニテ同所  
へ罷越ス処受人Y D甚八落印ニテ殊  
ニ貳拾円不調故不日取揃可相渡トノ  
断リヲ請ケ空敷引取尚貸金請取  
方ノ催促及フトモ相渡呉レ不申

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

迷惑致シ居ル折柄U D瀬平ヨリ  
原告H N嘉三郎へ証書譲リ渡  
シタル由ニテ第三号ノ証拠ヲ以テ  
出訴スレトモ金円借用シタル儀ハ決テ  
無之旨ヲ答弁セリ  
依テ判決スル左ノ如シ

第 二 条

〔一七八A〕

一被告 (二) 於テ明治八年十一月廿八日金  
七拾円借受明治八年十二月廿五日  
返済期限ノ証書U D瀬平へH  
D藤吉取次ヲ以テ差入ル、トモ金円  
請取タル儀無之旨申立ルト雖モ実  
印捺押ノ借用証書H D藤吉ノ  
取次ニテ相渡シ金円借受サルトノ申  
立ハ無証拠ナルニ付採用セス

第 二 条

一被告 (二) 於テ原告所持スル第一号  
証書ノ金円ハ取次人H D藤吉ト  
U D瀬平トノ間ニテ受渡シタルハ  
難計ト雖モ自分落握シタル儀無

〔一七八B〕

六八七 (八三)

之趣申述スレトモ元所轄庁へ原被告連印ニテ熟談済方可致云々記載シタル日延願ヲ再三差出シタル而己ナラス元債主（ニ）於テ日D藤吉立会被告へ直チニ相渡シタル趣ナレトモ双方無証ノ申立ハ採用セス\*  
\* 本条末尾を参照

ヨリ償却ス可シ  
〔二七九A〕 代書人 共  
右之通裁判申渡セシ間其旨可相心得事  
書込みがあるが、上部切断のため判読不能。

\* 欄外上部に朱筆の書込みが五行にわたってあり、

□□有之二付

□□ヨリ受取

□□ノ申立ハ

□□拠ニ付採

□□ス」と読める。

最後の二行分の□□は「無証拠ニ付採用セス」と推測される。製本の際、各行二、三字分が截断されたと推測されるが、前半三分分の□□の部分には判読不能。

明治九年七月十三日

廣島縣裁判所

七等判事 横地安信 印\*

\* 墨書きの角印

〔二七九B〕

（記述ナシ）

第三条

一前条ノ筋合ナルニ付明治八年十一月

廿八日UD瀬平へ相渡シタル証書ヲ\*被

告（ニ）於テ速ニ返済可致事

但 訴訟入費ハ規則之通被告人

\* 以下の部分、欄外に朱字で

□□付讓受ケ

□□付讓受ケ

〔一八〇A〕（注出、註）

【五五】地券証名前書換催促ノ訴

明治九年七月廿日申渡済\*

明治九年第三十号

七等判事 印\*\*

\* 欄外に朱書き

主 十四等出仕 小島範一郎 印

※「横地安信」の丸朱印

副 十三等出仕 松野 節夫 印

裁判申渡稿

高宮郡古市村

原告人 農 M K 彦 右衛門\*\*\*

\*\*\* (注116) を参照

右代言人 広島袋町

商 杉原 彦助

なお、【五七】  
事件を参照

地券証名前書換催促ノ訴

沼田郡伴村

被告人 農 S M 儀三郎

同郡同村

引合人 戸長 O Y 伊太郎

〔一八〇B〕

同郡同村

引合人 旧副戸長 M O 庫太郎

其方共詞訟遂審理処

原告訴ル旨趣ハ明治二年三月被告ヨリ田畑八畝六歩ヲ代金貳百五

拾両

ニテ買受ケ地所売券証モ受取り且明治五年地券証モ自分名前前ニテ

拝受シタリ而シテ該地ハ買受ノ節ヨリ同村O Z 円助ニ作配致サセ

明治七

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

年七月迄年々小作米ハ同人ヨリ受取り公租諸役共明治六年分迄自分

ヨリ相納メ来レリ然ル処明治七年四月ニ至リ右地所ヲ代金七拾円ニテ買

戻シ度旨被告ヨリ頼談有之ニ付其旨承諾シタル処被告ヨリ明治七年

四月附ノ地所売券証ヲ持参致シ其ノ証書ニ押印致シ呉レ度様申聞ケタレトモ此証書ハ自分ヨリ被告ヘ地所ヲ売渡ス証書ナルヲ以テ

未タ地代金七拾円ヲ領収セサル内ニ此売券証ヲ相渡ス筋無之ト心得ヘ右売券

ニ村役場ノ割印并副戸長ノ奥印ハ有之タレトモ遂ニ押印致サス自分方ヘ

〔一八一A〕

留置キシ処被告ニ於テ右地代金七拾円ノ手当無之ニ付該地ノ地券ヲ先ツ同

人名前ニ切換ヘ其地券ニテ金員調達代金可払入旨依頼シタルニ付是亦

承諾遣ハシ双方連印ノ上地券切換ヲ願出テタリ然ル処其後ニ至リ自分ヘ地代金不受取シテ地券名前ヲ切換ヘタルハ甚タ不筋ト心付

キタルニ付早速村役場ニ至リ切換ヘノ地券ハ自分ヘ下付相成度旨申出テ置キ

六八九 (八五)

タル処

申出ノ如ク被告名前ノ地券ハ副戸長M O庫太郎ヨリ受取り置キ被告ヘ地代金可払入旨度々督促ニ及フト雖モ一切払入レ不致遂ニ一兩月

ヲ經過セシモ仍ホ不払入依之買戻シハ被告ヨリ取消シタル義ト相心得

ヘ該地ハ依然同村O Z円助ニ作配致サセ居ル処円助ニ於テ右作配ヲ

相断リタルニ付キ被告人ヘ明治七年七月ヨリ該地ヲ相預ケ作配致サセタル処

被告ニ於テ小作米ヲ不差越加之公租諸役モ明治七年分ヨリ相納メ甚

タ不筋ノ所為ニ付右地所速カニ差戻スハ勿論地券モ如旧原告名前ニ切換ヘ呉レ度様數度及掛合ト雖モ更ニ承允不致且辰正月吉日

〔一一八B〕

附通ヒ帳ヲ証憑トシ地所買受ノ節相渡シタル式百五拾兩ハ不受取杯申立ルト雖モ右通ヒ帳ハ他ノ取引ニテ相渡セリ決テ該件ニ

関スル取引ニ無之其他該訴ニ就テ被告ノ申立テハ惣テ苦情ニ有之然ラスンバ該件出訴ノ節被告ヨリ明治九年四月十一日迄ニ

速ニ名前切換引渡候歎買戻候歎何レ共無相違可仕トノ明文ヲ掲載シタル明治九年四月七日附ノ定約証ヲ相渡ス謂レ

無之如此ノ顛末ニテ明治七年四月地券ヲ被告名前ニ切換ヘタ

ルモ其地券ハ仍ホ自分所持スルニ付右地所々有ノ權利ハ未タ

拋棄セス依之被告ヨリ地券名前切換ヲ受度旨陳述セリ

被告答弁ノ旨趣ハ明治二年三月原告ヘ田畑八畝六歩ヲ代金式百五拾兩ニテ売渡ス証書ヲ授与シタルハ相違無之ト雖モ右証書ハ従前ノ風習ニ依リ書認メタル迄ニテ其実原告ヨリ扱テ買受クル後口質ニ差入レタルモノニテ其地代ニ相当スル丈扱テ買受取り其物品売

〔一一八A〕

捌ノ代金ニテ式百五拾兩ノ負債ヲ償還ノ定約ニ有之処原告ニ於テ右式

百五拾兩ヘ第一千二十九号ノ訴狀ニ掲載シタル慶応三年\*正月附ノ田地売

渡証書ノ地代金六拾兩ヲ合テ三百拾兩ノ内ヘ纒わづか二百四拾四兩式歩

三朱

ト永金五匁式分式厘丈ケノ扱テしきま相渡シタリ夫故該訴ノ証書ニ

当リテハ九拾四兩式歩三朱ト永金五匁式分式厘丈ケノ扱テ受取りタル割合ニテ右地代式百五拾兩ハ全ク領取セス其憑拠ハ原告

ヨリ受取りタル辰正月吉日附ケ通ヒ帳ノ末段ニ歷然記載有之如此次第二テ原告ヨリ定約ノ金員不相渡ニ付自分ヨリモ兼テ受取り

タル九拾四兩余ノ負債モ不償却尤右地所明治二年三月以來原告ニテ作配致シ公租諸役共同人ヨリ上納シ該地ヨリ生スル作得米ハ

悉

皆原告ニ於テ所有セルニ付右負債金ハ明治七年四月迄ニテ差引  
ナク相済シタリ因テ其節原告納得ノ土地券モ自分名前前ニ切換願  
出テ爾來ハ地所モ受取り公租諸役共自分ヨリ相納メ全ク自分ノ  
〔一八二B〕

所有地ト定マリタリ尤其節売渡証取戻ヲ失念シ且右地券切換相調  
ヒタル節村役場ヨリ原告并自分ヲ呼出シ自分名前前ノ地券証ヲ副戸  
長

M O 庫太郎ヨリ原告ヘ下付相成リタリ此副戸長ノ所為ハ甚タ  
不解ニハ有之トモ兼テ原告ヨリ受取シ地所ノ地券ニ付原告ヨリ自  
分ヘ受

取ル義ト相心得ヘ直々原告方ヘ罷歸リ右地券可受取旨申聞ケ  
タル処原告ヨリ右地券ニテ金員借受ケ反物ノ組合商業相営ヘタ  
申答ルニ依リ其俣地券ヲ原告ニ預置シ処其後商業モ不當地

券モ返呉レ不申而シテ原告ヨリ差出ス明治七年四月附ノ地所売切  
証ハ自分ヨリ相渡シタル覺ヘ無之并原告ヨリ差出ス明治九年四月  
七日

附ノ約定証ハ相渡シタレトモ右証書ハ代書人ニ認メサセ自分ハ一  
ノ文

字モ解セサルニ付証書中買戻云々ノ義ハ一円承知致サス舊扱  
亭代九拾四兩余ノ負債ヲ更ニ償却シ売渡証ヲ取戻ス義ト相  
心得調印致シタリ前陳ノ手續ナルヲ以テ地券名前切換ノ原告  
〔一八三A〕

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

請求ニ応シ難ク年去明治二年三月附ノ売渡証ヲ取戻サ、ルハ  
自分ノ粗漏ニ付一兩月モ猶予致シ呉ル、ナレハ扱亭代九拾四兩  
余ヲ更ニ償却シ右売渡証取戻シ度旨申立タリ  
引合人戸長 O Y 伊太郎ニ於テハ原告ヨリ捧呈シタル明治七年四月  
附ノ

地所売券証反別附ケノ上ニ押捺シタル割印ハ村役場ノ印形ニ相違  
無  
之尤當時自分ハ在職セサルニ付地券証ヲ原告ヘ下付シタル始末ハ  
承知

不致旨申之依テ又引合トシテ當時在職セル副戸長 M O 庫太  
郎ヲ及審問処同人申立ル趣ハ明治七年五月原告ヨリ被告ヘ

売渡シタル地所ノ地券切換願出ルニ付規則ノ通り地券ヘ裏書ノ上  
其筋ヘ差出シ置ク処其後原告ヨリ右地券ハ自分ヘ下付相成度  
願出ツルニ付明治七年九月頃原告被告ヲ村役場ニ呼出シ右被告名  
前ニ切換ヘタル地券証ハ原告ヘ下付シタリ而シテ明治七年四月  
附地所売券証ノ義ハ明治七年四月原告ヨリ被告ヘ地所ヲ売

〔一八三B〕  
却シタルニ付地所売券証ヲ認メ村役場ノ割印并自分ノ奥印  
致シ呉レ度申出ルニ付右売券ヲ相認メ未タ原告并証人ノ印

形無之内村役場ノ印形ヲ反別附ノ上ニ割印シ且自分ノ奥  
印致シタル旨陳告シタリ

仍テ判決スル如左

六九一 (八七)

第一条

原告ニ於テ明治二年三月被告ヨリ買受ケタル田畑八畝六歩ヲ明治七年四月被告ノ依頼ニテ代金七拾円ヲ以テ売戻シテ締約シ其節被告人代金調達ノ為メ右地所ノ地券ヲ被告名前ニ切換ヘタル旨申之ト雖モ被告申口吻合セス且他ニ証左無之ニ付採用セス

第二条

原告ニ於テ被告ヨリ明治七年四月村役場の割印并副戸長ノ(一八四A)奥印アル地所売券証ヲ持参シタレトモ買戻シ代金領収セサル内ナルヲ以テ右証書名下タヘ押印セス其保留置キタル旨申之ト雖モ被告ニ於テ一切覚ヘ無之旨申答ヘ且引合人旧副戸長MO庫太郎ニ於テモ右売券ハ原告ヨリ願出ツルニ付村役場ニ於テ相認メ奥印等迄致シタル旨申之上ハ右売券ヲ被告ヨリ持参シタルトノ原告申立テハ採用セス且原告ニ於テ明治七年七月ヨリ右地所

第三条

ヲ被告ヘ相預ケタル旨申立ルト雖モ無証拠ナルヲ以テ採用セス被告ニ於テ辰正月吉日附ケ通ヒ帳ヲ証拠トシ明治二年三月原告ヘ授与シタル地所売券証ハ原告ヨリ抜芋ヲ買受クル後口質ニ差入レタル旨申立ルト雖モ右通ヒ帳ニハ売渡証ノ取引

二開渉スル明文無之且原告ニ於テ右通ヒ帳ハ他ノ取引ナル旨申答ル上ハ右証書ヲ後口質ニ差入レタルトノ被告申立(一八四B)ハ採用セス其他被告申立ノ廉々惣テ無証拠ナルヲ以テ採用セス

第四条

今般訴訟ノ地所ハ原告ニ於テ明治二年三月買受ノ節ヨリ明治七年四月迄支配致シ年貢諸役モ同人ヨリ相納メタル廉原告申口吻合スルニ付明治七年四月迄原告所有地タル義ハ判然タリ尤明治七年四月中右地所ノ地券ヲ被告名前ニ切換ヘ願出タルニ付地所所有ノ權利ハ其当日ヨリ拋棄シタルニ似タリト雖モ明治七年九月中右被告名前ニ切換タル地券ヲ村役場ニ於テ原告立会ノ上旧副戸長MO庫太郎ヨリ原告人ヘ下付シタル節被告ニ於テ右地所所有スヘキ權利アリテ自分ノ名前ニ切換ヘタル地券ナレハ之ヲ黙許スル謂無之且又該訴審理中明治九年四月七日被告ヨリ(一八五A)

明治九年四月十一日迄二名前切換引渡候歟又ハ買戻シ候歟何レナリトモ無相違可仕云々ノ明文ヲ掲載シタル定約証ヲ原告ヘ授与シタル依テ縦令一旦地券ハ被告名前ニ切換ヘタリト雖モ右定約証ニ因テ其地所ハ原告ニ於テ所有スヘキ者トス\*

\* 本条末尾を参照



\* この行の八字は朱抹されており、欄外上部に朱書きで

「ヲ左ノ拾八字ニ□□」(□□は判読不能)

□□ル前書換ヲ請求スル□□之者トス

の書き込みがある。末尾の□□□□は所有か。

なお、行間に、「横地安信」の丸朱印がある。

### 第五条

前記ノ筋合ナルニ付原告請求ノ通り被告ヨリ地券証

名前切換エ可ク義ト判決ス

但 訴訟入費ハ被告人ヨリ原告人引合人へ弁償スヘシ

代書人

右之通り裁判申渡夕間其旨可相心得事

明治九年六月廿八日

〔一八五B〕

(記述ナシ)

〔一八六A〕 (注17、18)

【五六】讓受地違約ノ訴

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

明治九年第四百式十五号

七等判事 印\* 主 十四等出仕 小島範一郎 印

副\*\* \* 「横地安信」の丸朱印  
\*\* 「山田」の丸朱印のみ

裁判申渡案

沼田郡中調子村

原告人 農 T Y 八右衛門

讓受地違約ノ訴

同郡同村

被告人 農 T Y 十兵衛

同郡温井村

右代人 農 N M 新之助

其方共詞訟遂審理処

原告訴ル趣ハ宗家 T Y 直右衛門夫婦死亡後家名相続方及差纏

〔一八六B〕

遂ニ被告ヨリ自分へ掛リ及出訴タル処度々御審理ノ未明治八年十

月廿五日互

ニ約定証取替セ被告ハ分家 T O ヨリ宗家 T Y へ復籍シ自分ハ分家

T Y ノ名跡ヲ再立セントノ熟議一決シ双方戸籍改正ノ上被告ヨリ宗

家

T Y 持成り田畠ノ内式反三畝 T O 家持成り田畠家屋敷不残其他

六九三 (八九)

諸物品ヲ讓受ケ且別ニ畝七畝ハ追テ買取りノ上讓受ル契約致シ其後

双方共右熟談ノ通り戸籍モ改正相成リタルニ被告ニ於テ諸物品并家屋ハ相

渡シタレトモ田畠ニ当リ一切前約ヲ履行セス仍テ今般及出訴タリ然ル処御審理

中ニ於テ宗家TY持成田畠ノ内式反三畝并TO家持成り田畠ノ内七畝

式拾七歩ハ讓受ケ候得共残ルTO家持成田畠壹反壹畝拾貳歩ヲ讓渡

サス加之被告ニ於テ其地所ノ内壹反壹畝六歩ハ右契約前他人へ売却セシ

地所ナルヲ以テ全ク定約外ナル旨申之又定約書中家屋數不殘云々ト記載セ

ル數ノ字ハ自分ノ加筆ナル旨申立テ右壹反壹畝拾貳歩ノ地所ヲ不相渡ト

雖モ明治八年十月廿五日定約証取替セタル節戸長役場ノ地券内訳簿ヲ

(一八七A)

閱スルニ右壹反壹畝拾貳歩ノ地所ハTO十兵衛

即チ被告  
人ナリ

ノ名前ニ

シテ其地

券写モ戸長ヨリ受取りタリ然ル上ハ右地所ハTO家ノ所有ニシテ

決テ他人

ノ所有ニ無之且定約証へハ加筆等一切不致被告ヨリ收受ノ俣ニ有之ニ付

何卒約定証ニ記載セルTO家持成り田畠不殘讓渡ストノ明文ニ基キ

右壹反壹畝拾貳歩ノ地所并買取ノ上引渡ス定約ノ畝七畝共被告

人ト被告答ル趣ハ明治八年十月廿五日宗家TY家督差纏ノ義ニ付原告

定約証取替セ遂ニ其約ノ如ク双方戸籍改正シタル顛末ハ原告陳告ノ通

相違無之尤右定約証ニ記載アルTO十兵衛持成田畠不殘讓渡ストハ契

約ノ節TO家所有ノ地所ヲ不殘讓渡ストノ義ニテ既ニ契約前明治七年

三月四日同村TS豊三郎へ売却シタル壹反壹畝六歩ノ田畠モ讓渡スト

ノ定約ニ無之而シテ右売却地ハ未タ地券証モ買主名前ニ不切換公租

諸役モ被告ヨリ相納メタリト雖モ右地所売渡シノ義ハ原告ニ於テ

(一八七B)

テ承知ニ有之且明治八年十月廿五日為取替タル定約証へハT O 十兵衛持

成田畠家屋共不残ト記載シ置キタリ然ルニ今般原告ヨリ奉呈シタル

定約証ニハ田畠家屋敷不残ト記載有之此敷ノ字ハ全ク原告ニ於テ共ノ字ヲ手俣ニ書直シタルモノナリ其ノ憑拠ニハ原告ヨリ領取シタル定

約証ニハ尚ホ田畠家屋共不残ト記載アリ畢竟原告ノ共ヲ敷ニ變シタルハ右売却シタル壹反壹畝六歩ハ屋敷地内ナルヲ以テ其ノ地所ヲ請

求セントノ欲心ヨリ敷ノ字ヲ手俣ニ書入レシタル義ニ可有之仍テ右売却シ

タル残り田地六歩ハ速カニ可讓渡共既ニ売却シタル壹反壹畝六歩ハ

定約外ナルヲ以テ讓渡スヘキ義務無之并畠七畝ハ追テ買取りノ上引渡ストノ定約ナルヲ以テ未タ買取ラサル内ハ速カニ讓受度トノ原

告請求ニ応シ難キ旨申立タリ仍テ判決スル如左

### 第一条

〔一八八A〕

原告ニ於テ明治八年十月廿五日被告ヨリ畠七畝ハ追テ買取りノ上

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

引渡

スヘキトノ定約証ヲ落握シタル上ハ被告人ノ未タ他ヨリ畠七畝ヲ買

受ケサル内ニ於テ右畠地速ニ讓受度トノ原告申立ハ不条理ナルヲ以テ採用セス

第二条\*\* 欄外上部に朱の書入れがある。本項末尾を参照。

被告ニ於テ原告ヨリ捧呈シタル定約証ニ掲載有之田畠家屋敷不残云々ノ文字中敷ノ一字ハ原告ノ加筆ナル旨申立ルニ付其定約証ヲ再三及点検処右敷ノ字ハ証書中前後ノ文字ト字

体墨色相變リ且被告ノ所持スル定約証ニハ田畠家屋共不残ト記載アリテ敷ノ字一切無之仍テ原告へ及諮問処決テ加筆ニ無之全ク被告ヨリ領取シタル俣ナル旨申答ヘタリ然ル上ハ右敷ノ字ハ強<sup>あなご</sup>チ原被告ノ内誰ノ加筆トモ明認シ難シ且原告ヨリ被告へ渡シタル交換書ニ家屋共ト明記シタル上ハ

〔一八八B〕

敷ノ字ハ公正ノ文字ト信用シ難シ依テ原告ノ憑

証ハT O 十兵衛持成リ\*\*ノ耕地ヲ不残引渡可キモノトス

\*\*「横地安信」の丸朱印と欄外上部に朱の書入れがある。本項末尾を参照。

### 第三条\*\*\*

\*\*\* 欄外上部に朱の書入れがある。本項末尾を参照。

被告ニ於テ明治八年十月廿五日原告人トT O 家持成田畠家屋共

六九五（九一）

不殘讓渡ストノ定約証ヲ取替セタレトモ今般原告請求スル地所

壹反壹畝拾貳歩ノ内壹反壹畝六歩ハ定約前明治七年三月四日

他人へ売却シ既ニT O家ノ所有ニ非サ(ラ)ヲ以テ右壹反壹畝六

歩ハ定約外ナル旨申立ルト雖モ明治八年十月廿五日定約証取

替セル節原告ニ於テ村役場ノ地券内訳帖ヲ取調ヘ右地

所地券写ヲ所役人ヨリ受取り居ルニ付其地券写ヲ閱スルニ尚

T O十兵衛<sup>人</sup>即チ被告ノ名前ニ有之且被告モ地券証ハ未タ買主

ノ名前ニ不切換該地ノ公租諸役モ自分ヨリ相納メ居ル旨申

立ル上ハ明治八年第百六号<sup>(注19)</sup>ノ御布告ニ依リ未タT O十兵衛<sup>人</sup>即チ被告

ニ於テ右地所所有ノ權

〔一八九A〕

利ハ拋棄セサル者ニ付被告ニ於テ原告人トノ定約書T O十兵衛

持成田畠不殘讓渡ストノ証書ヲ取替セタルナレハ右壹反壹畝

六歩ノ田畠ハ全ク定約外ナリトノ被告申立ハ採用セス

第四条

前陳三条ノ筋合ナルヲ以テ原告請求スルT O家持成「田畠

壹反壹畝拾貳歩ハ速ニ」\* 被告人ヨリ讓渡スヘキ筋ト判決ス

第五条

該件訴訟入費ハ原被告人各自費タル可シ\*\*

代書人

右之通裁判申渡タ問其旨可相心得事

\*\* 「横地安信」の丸朱印

いづれも製本の截断の際、一ノ二字分が失われたようである。

\* 「証書面へ記載セル

ノ意味ヲ推考ス

第内ノ地ヲ謂フ

テ他ノ田畠ノ類ヲ

ラス該訴ハ數ノ

ヲ生シタルモノナレハ數

該訴ノ眼目ニシ

權理ノ輕重ニ

小ナラサランヤ然

正價ヲ明析スルニア

恐ラクハ該訴ノ

裁断スル難カラス

〔一八八B〕

「陳妄評」とあり、「馬渡俊猷」の丸朱印が押されている。

\*\* 〔一〕條ニハ屋敷ノ

字信用セズト

〔二〕シテ第三條ニ

之レヲ信用ス

〔三〕由解明シガ

欄外上部に朱書きで

〔一〕反別式畝歩

〔二〕クノ外耕地反列

〔三〕歩ハ速ニ」とある。

〔タシ〕か。

なお、左側に「一色」の丸朱印がある。

\*\*\*「証書中敷ノ字

□スト雖モ被告

□書ニ於テハ屋敷

□ト記載アツテ作為

□者ニ非サレハ全書

□根拠トセン歟然ラ

□并現在ノ田畠ヲ

□告ノ所有地惣テ」とあり、

〔二八九B〕

(記述ナシ)

〔一九〇A〕(注12、13)

【五七】地券証名前書換催促ノ訴

明治九年第一千二十九号

七等判事 印\*

主 十四等出仕 小島範一郎 印

\*「横地安信」の丸朱印

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

六九七(九三)

裁判申渡稿

副 十三等出仕 松野 節 夫 印

高宮郡古市村

原告人

農 M K 彦右衛門

広島市袋町

右代言人

商 杉原 彦助

地券証名前書換催促ノ訴

沼田郡伴村

被告人

農 S M 儀三郎

同郡同村

引合人

戸長 O Y 伊太郎

〔一九〇B〕

同郡同村

引合人

旧副戸長 M O 庫太郎

其方共詞訟遂審理処

原告訴ル旨趣ハ慶応三年\*正月被告ヨリ田地三畝ヲ代金六拾両ニテ

買受ケ地 \* 西曆一八六七年

所売券証モ受取り且明治五年地券証モ自分名前ニテ拝受シタリ而

シテ該地ハ買

受ノ節ヨリ同村O Z 円助ニ作配致サセ明治七年七月迄年々小作米

ハ同人ヨリ受取

リ公租諸役共明治六年分迄自分ヨリ相納メ来レリ然ル処明治七年

四月ニ至リ右地所ヲ  
代金三拾円ニテ買戻シ度旨被告ヨリ頼談有之二付其旨承諾シタル  
処被告ヨリ明治

七年四月附ノ地所売券証ヲ持參シ其売券ニ押印致シ呉レ度様申聞  
ケタレトモ此売券

ハ自分ヨリ被告ヘ地所ヲ売渡ス証書ナルヲ以テ未タ地代金三拾円  
ヲ領収セサル内ニ此売

券ヲ相渡ス筋無之ト心得ヘ右売券ニ村役場ノ割印并副戸長ノ奥印  
ハ有之タレトモ

遂ニ押印致サス自分方ヘ留置キシ処被告ニ於テ右地代金三拾円ノ  
手當無之ニ付該地

ノ地券ヲ先ツ同人（ノ）名前ニ切換ヘ其地券ニテ金員調達代金可  
払入旨依頼シタルニ付是亦

（一九一A）

承諾遣ハシ双方連印ノ上地券切換ヲ願出テタリ然ル処其後地代金  
不受取シテ地券名前

ヲ切換ヘタルハ甚タ不筋ト心付キタルニ付早速村役場ニ至リ切換  
ヘノ地券ハ自分ヘ下付相成度

旨申出テ置キタル処申出ノ如ク被告名前ノ地券ハ副戸長MO庫太  
郎ヨリ受取り置キ

被告ヘ地代金可払入旨度々督促ニ及フト雖モ一切払入レ不致遂ニ  
一兩月ヲ経過セシモ仍ホ

不払入依之買戻シハ被告ヨリ取消シタル義ト相心得ヘ該地ハ依然  
右円助ニ作配致サ

七居ル処円助ニ於テ右作配ヲ相断リタルニ付被告人ヘ明治七年七  
月ヨリ該地ヲ相預ケ作配致サ

セタル処被告ニ於テ小作米モ不差越加之公租諸役モ明治七年分ヨ  
リ相納メ甚タ不筋ノ

所為ニ付右地所速カニ差戻スハ勿論地券モ如旧原告名前ニ切換ヘ  
異度様數度及掛合

ト雖モ更ニ承允不致且辰正月吉日附通ヒ帳ヲ証憑トシ地所買受ノ  
節相渡シタル六拾両

ハ不受取杯申立ルト雖モ右通ヒ帳ハ他ノ取引ニテ相渡セリ決テ該  
件ニ關スル取引ニ無之

其他該訴ニ就テ被告ノ申立テハ惣テ苦情ニ有之然ラスンバ該件出  
訴ノ節被告ヨリ明治九年

四月十一日迄ニ速ニ名前切換引渡候歟買戻候歟何レ共無相違可仕  
トノ明文ヲ掲載シタル

明治九年四月七日附ノ定約証ヲ相渡ス謂無之如此ノ顛末ニテ明治  
七年四月地券ヲ被告名前

（一九一B）

ニ切換ヘタルモ其地券ハ仍ホ自分所持スルニ付右地所々有ノ權利  
ハ未タ拋棄セス依之被

告ヨリ地券名前切換ヲ受度旨陳述セリ

被告答弁ノ旨趣ハ慶応三年正月原告ハ田地三畝ヲ代金六拾兩ニテ  
売渡ス証書ヲ授与シ

タルハ相違無之ト雖モ右証書ハ従前ノ風習ニ依リ書認メタル迄ニ  
テ其実原告ヨリ扱亭ヲ

買受クル後口質ニ差入レタルモノニテ其地代ニ相当スル扱亭ヲ受  
取り其物品売捌ノ代金ニテ

六拾兩ノ負債ヲ償却ノ定約ニ有之処原告ニ於テ右六拾兩ハ第十三  
十号\*ノ訴狀ニ掲載シタル

明治二年三月附ノ田畑売渡証書ノ地代金式百五拾兩ヲ合テ三百拾  
兩ノ内ヘ纔ニ二百四拾四兩式歩三

朱ト永金五匁式分式厘丈ケノ扱亭ヲ相渡シタリ夫レ故該訴ノ証書  
ニ当リテハ五拾兩丈ケノ

扱亭ヲ受取りタル割合ニテ右地代六拾兩ハ全ク領収セス其憑拠ハ  
原告ヨリ受取りタル辰

正月吉日附ケ通ヒ帳ノ末段ニ歴然記載有之如此次第二テ原告ヨリ  
定約ノ金員不相渡ニ付

自分ヨリモ兼テ受取りタル五拾兩ノ負債モ不償却尤右地所ハ慶応  
三年正月以來原告ニテ

作配致シ公租諸役共同人ヨリ上納シ該地ヨリ生スル作得米ハ悉皆  
原告ニ於テ所有セルニ付

右負債金ハ明治七年四月迄ニテ差引ナク相済ミタリ因テ其節原告  
納得ノ上地券モ自

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

(一九二一A)

分名前ニ切換願出テ爾來ハ地所モ受取り公租諸役共自分ヨリ相納  
メ全ク自分ノ所有地ト定

マリタリ尤其際売渡証取戻ヲ失念シ且右地券切換相調ヒタル節村  
役場ヨリ原告并

自分ヲ喚出シ自分名前ノ地券証ヲ副戸長MO庫太郎ヨリ原告ヘ下  
付相成リタリ此副戸長

ノ所為ハ甚タ不解ニハ有之トモ兼テ原告ヨリ受取シ地所ノ地券ニ  
付原告ヨリ自分ヘ受取ル義ト

心得ヘ直ニ原告方ヘ罷歸リ右地券可受取旨申聞ケタル処原告ヨリ  
右地券ニテ金員借

受ケ反物ノ組合商業相営ヘク由答ルニ依リ其俵地券ヲ原告ニ預置  
シ処其後商業モ不

當地券モ不差戻而シテ原告ヨリ差出ス明治七年四月附ノ地所売切  
証ハ相渡シタル覚ヘ無之并

原告ヨリ差出ス明治九年四月七日附ノ約定証ハ相渡シタレトモ右  
証書ハ代書人ニ認メサセ自分ハ一ノ文

字モ解セサルニ付証書中買戻云々ノ義ハ一円承知不致當テ扱亭代  
五拾兩ノ負債ヲ更ニ償却シ

売渡証ヲ取戻ス義ト心得調印致シタリ右ノ手続ナルヲ以テ地券名  
前切換ノ原告請求ニ応シ

難ク乍去慶応三年正月附ノ売券ヲ取戻サ、ルハ自分ノ粗漏ニ付一  
六九九 (九五)

兩月モ猶予致シ呉ル、ナレハ  
扱孳代五拾兩ヲ更ニ償却シ右売券証取戻度旨申立タリ

引合人戸長〇Ｙ伊太郎ニ於テハ原告ヨリ捧呈シタル明治七年四月  
附ノ地所売券証反別附ノ上ニ押捺シタル

〔一九一B〕

割印ハ村役場ノ印影ニ相違無之右當時自分ハ在職セサルニ付地券  
証ヲ原告ヘ下付シタル始末ハ承

知不致旨申之依テ又引合トシテ當時在職セル副戸長MO庫太郎ヲ  
及審問処同人申立

ル趣ハ明治七年五月原告ヨリ被告ヘ売渡シタル地所ノ地券切換願  
出テタルニ付規則ノ通り地券

へ裏書ノ上其筋へ差出シ置ク処其後原告ヨリ右地券ハ自分ヘ下付  
相成度願出ツルニ付

明治七年九月頃原告ヲ村役場ニ喚出シ右被告名前ニ切換タル地  
券証ハ原告ヘ下付シ

タリ而シテ明治七年四月附地所売券証ノ義ハ明治七年四月原告ヨ  
リ被告ヘ地所売渡シタルニ付

売券証ヲ認メ村役場ノ割印并自分ノ奥印致シ呉レ度申出ルニ付右  
売券ヲ相認メ未タ

原告并証人ノ印形無之内村役場ノ印形ヲ反別附ノ上ニ割印シ且自  
分ノ奥印迄致シタル

旨陳告シタリ

仍テ判決スル如左

第一条

原告ニ於テ慶応三年正月被告ヨリ買受ケタル田地三畝ヲ明治七年  
四月被告ノ依頼ニテ代金

三拾円ヲ以テ売戻シヲ締約シ其節被告人代金調達ノ為メ右地所ノ  
地券ヲ被告名前ニ切

〔一九三A〕

換ヘタル旨申之ト雖モ被告申口吻合セス且他ニ証左無之ニ付採用  
セス

第二条

原告ニ於テ被告ヨリ明治七年四月村役場ノ割印并副戸長ノ奥印ア  
ル地所売券証ヲ持

參シタルトモ買戻シ代金領取セサル内ナルヲ以テ右証書名下タヘ  
押印セス其假留置キタル

旨申之ト雖モ被告ニ於テ一切覚へ無之旨申答へ且引合人旧副戸長  
MO庫太郎

ニ於テモ右売券ハ原告ヨリ願出ツルニ付村役場ニ於テ相認メ奥印  
等迄致シタル旨

申之上ハ右売券ヲ被告ヨリ持參シタルトノ原告申立テハ採用セス  
且原告ニ於テ明

治七年七月ヨリ右地所ヲ被告ヘ相預ケタル旨申立ルト雖モ無証拠  
ナルヲ以テ採用セス



第三条

被告ニ於テ辰正月吉日附通ヒ帳ヲ証憑トシ慶応三年正月原告へ授与シタル地所売

券証ハ原告ヨリ扱亭ヲ買受クル後口質ニ差入レタル旨申立ルト雖モ右通ヒ帳ニハ売

券証ノ取引ニ関涉スル明文無之且原告ニ於テ右通ヒ帳ハ他ノ取引ナル旨申答ル上ハ

右売券ヲ後口質ニ差入レタルトノ被告申立ハ採用セス其他被告申立ノ廉々惣テ無

(一九三B)

証拠ナルヲ以テ採用セス

第四条

今般訴訟ノ地所ハ原告ニ於テ慶応三年正月買受ノ節ヨリ明治七年四月迄支配致シ公租

諸役モ同人ヨリ相納メタル廉原被告申口吻合スルニ付明治七年四月迄原告所有地タル義ハ

明昭タリ尤明治七年四月中右地所ノ地券ヲ被告名前二切換へ願出タルニ付地所々有ノ

權利ハ其当日ヨリ抛棄シタルニ似タリト雖モ明治七年九月中右被告名前二切換タル地券ヲ村

役場ニ於テ原告被告立会ノ上旧副戸長MO庫太郎ヨリ原告人へ下付シタル節

被告ニ於テ右地所々有スヘキ權利アリテ自分ノ名前二切換ヘタル地券ナレハ之ヲ黙許

スル謂無之且又該訴審理中明治九年四月七日被告ヨリ明治九年四月十一日迄二名前

切換引渡候歟又ハ買戻シ候歟何レナリトモ無相違可仕云々ノ明文ヲ掲載シタル

定約証ヲ原告へ授与シタリ由是觀之縦令一旦地券ハ被告名前二切換ヘタリト雖モ

右定約証ニ依テ其地所ハ原告ニ於テ地券証名前書換ヲ請求スル權利有之者トス

第五条

(一九四A)

前記ノ筋合ナルニ付原告請求ノ通り被告ヨリ地券証名前切換ユ可ク義ト判決ス

但訴訟入費ハ被告人ヨリ原告人并引合人へ弁償スヘシ

右之通裁判申渡夕間其旨可相心得事

明治九年七月六日

代書人

(一九五A) (注22)

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

七〇一 (九七)

【五八】貸金催促ノ訴

九年八月十四日申渡\*

十月十二日期限\*

\* 二行分欄外に朱書き

印\*\*

\*\* 「八浬」の丸朱印

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

明治九年第貳千百五十号号\*\*\*

主 十三等出仕 松野 節夫 印

副 四級判事補 一色小十郎 印

裁判言渡案

安芸国沼田郡川添村

商

原告人 I T 網 吉

貸金催促ノ訴

全国佐伯郡石内村

農

被告人 T D 角次郎

其方共一件遂審理処如左

原告 I T 網吉儀被告 T D 角次郎へ去ル明治

（一九五 B）

七年七月金拾壹円貸渡シ明治七年八月限返済

可致ノ証書取置期限過去リ返済不致遂ニ出

訴ニ及フト雖モ済方不行届ニ付 T D 角次郎身代

限済方申付ル間右入札払代金ノ内ヨリ受渡ス

ヘシ

但 訴訟入費ハ身代限売払代金ノ内ヨリ弁償

ス可シ

右

所役人

代書人

右之通申渡セシ間一同立会被告 T D 角次郎

所持ノ動産不動産取調ノ上書面ヲ以申出ツ可シ

明治九年八月三日

（一九六 A）（注四） 同

【五八一】預ケ金催促訴

九年七月二十九日満期\*

明治九年第千四百六十八号

七等判事 印\*\*

\* 欄外に墨書きあるも判読不能

\*\* 「横地安信」の丸朱印

裁判申渡案

安芸国山県郡南方村 農

原告人 T H 兼 藏

預ケ金催促訴

同郡藏迫村農

被告人 D I 善助

其方共訴訟遂審理裁決スル左ノ如シ

原告人 T H 兼藏儀明治八年十一月廿八日金

九円五拾錢ヲ被告人 D I 善助ヘ預ケ置明

治八年十二月十日限返却ヲ受ク可キ証書ヲ取

置ク処期限過去リ返却不致ヨリ遂ニ出

〔一九六 B〕

訴ニ及フト雖モ濟方不行届ニ付被告人 D I 善助

身代限濟方申付ル間右身代限財産売払代金ヲ以テ

受渡スベシ

但 訴訟入費モ右売払代金ノ内ヨリ償却スベシ

右

代書人

所役人

右之通申渡セシ間一同立会被告人 D I 善助所有ノ

動産不動産取調ベタル上書面ヲ以テ申出ツベシ

明治九年五月十五日 主 少 属 柏屋 萬尋 印

副 四級判事補 一色 小十郎 印

〔一九七 A〕 (注 略)

〔五九〕 貸金催促ノ訴

九年八月三日申濟\*

十月一日期\*

明治九年第七百六十四号

裁判案

印\*\*\*

印\*\*\*

廣島鉄砲屋町 商

N M 豊三郎

貸金催促ノ訴

佐伯郡小方村

農

O I 若藏

其方共一件審理ヲ遂ル処原告 N M 豊三郎儀明

治九年四月十日被告 O I 若藏ヘ金三拾壹円

貸渡シ明治九年四月限り返済可致ノ証書取

置ク処期限過去リ返済不致終ニ出訴ニ

〔一九七 B〕

及フト雖濟方不行届ニ付被告 O I 若藏身代限濟

方申付ル間右入札払代金ノ内ヲ以テ受渡ス可シ

但 訴訟入費モ規則ノ通り身代限り売払代金ノ

内ヲ以弁償ス可シ

所役人

代書人

右之通申渡セシ間一同立会被告〇一若藏所持ノ  
動産不動産取調ノ上書面ヲ以テ申出ス可シ

明治九年七月八日

主 四級判事補 一色 小十郎 印  
副 十四等出仕 小島 範一郎 印

〔一九八A〕（注12、13）

〔六〇〕貸米催促ノ訴

九年四百十号\*

裁判申渡

安芸国豊田郡安宿村

農 Ta〇 新助 代言人

同村 農

原告人 吉田 長九郎

貸米催促ノ訴

同村 農

被告人 Te〇 源太郎

\* 朱書き

其方共一件遂審理処左ノ如シ

原告Ta〇新助儀明治九年一月十八日被告

Te〇源太郎へ米壹石貳斗九升六合貳勺貸渡同月

廿五日限り可払渡証書取置処期限過去返済

不致遂ニ出訴ニ及フト雖濟方不行届ニ付Te〇

〔一九八B〕

源太郎身代限り濟方申付ル間右入札払代金ノ

内ヨリ受渡スヘシ

但 訴訟入費ノ儀ハ身代限売払代金

ノ内ヨリ弁償スヘシ

右

所役人

代書人

右之通申渡セシ間一同立会被告Te〇源太郎  
所持之動産不動産取調之上書面ヲ以申出  
ツ可シ

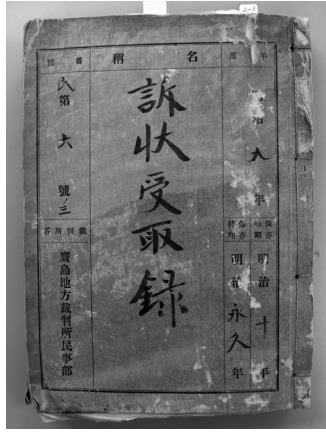
廣島縣七等判事

明治九年三月廿四日 横地 安信

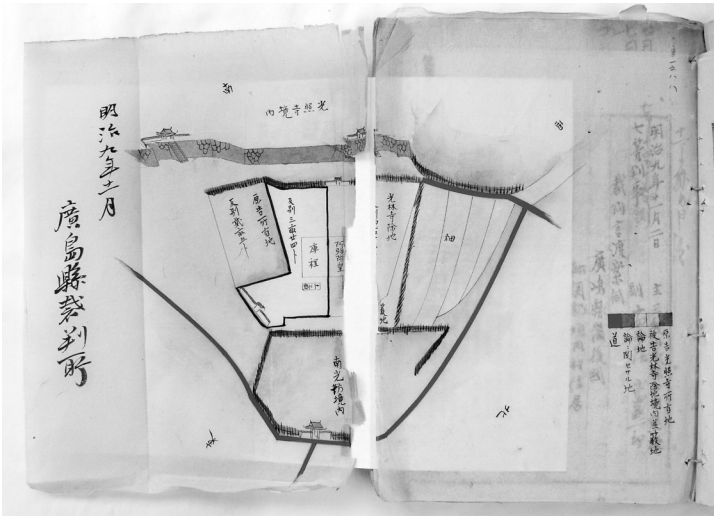
七等判  
事横地

安信印

二 付属図面



明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）



【四〇・四二】事件の図面

七〇五（二〇一）

三 『裁判申渡案』本文読下しの注

(注62) 【三二】事件の用紙は、【九】事件の用紙と同じ。半葉縦二六・〇cm、横一八・三cm、橙色罫紙一三行、中央下部に「廣島縣」との同色の印刷がある。全二葉。

(注63) 『明治七・八年 訴状受取録』（民第六号ノ二）では「第九九号 預ケ金催促 第二大区打越村 T G 傳兵衛」

六月廿八日裁許 第一大区横町

上部に「渡邊」の丸朱印がある。なお、本事件名は「預ケ金取戻」と記載されている。

(注64) 【三二】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全三葉。

(注65) 『明治七・八年 訴状受取録』（民第六号ノ二）では、

「七月廿八日 地券証書換出入訴 原 第八大区竹原市 K T 治助 代理人 桐谷 善次郎」

千九百四 七月廿九日願下 被 同区内海村  
掛 菊池 副 松野 K D 與兵衛

とあり、欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注66) 【三三】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全三葉。

(注67) 『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「一月十三日 証書年号記入請求ノ訴 原 広島木挽町 T G 傳兵衛 百十四 一月三十一日 代理人 桑原 千次郎 裁許 被 同所横町」

掛 松野 副 一色 I K 多兵衛  
とあり、欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注68) 元は、「広島榎ノ町 商 被告人 原田東三郎」と書かれていた。

なお、この時期の『訴状受取録』を見ると、当事者の項目の直ぐ下に代理人の氏名が書かれて、あたかも代理人自身が当事者であるかのような書き方がなされている。

(注69) 【三四】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全三葉。

(注70) 『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）では、

「二月十二日 貸金催促訴 原 広島六丁目 五百五 O H 信繼 代理人 富田治左エ門 掛 馬渡 副 松野 三月二日裁許 被 同竹屋町」

(注71) 【三五】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全三葉。

(注72) 『明治七・八年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「一月十四日 三十二 地所引渡違約訴 第十一大区上下村」

印\*

SI 直三郎

九年三月三日裁許

被 同大区小堀村

MH 忠藏」とある。

なお、\*は「小島」の丸朱印で欄外上部に押捺され、「判三二六号」の朱書きがある。

〔注73〕【三六】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全三葉。

〔注74〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「一月四日 原 広島稲荷町 N G 三之助

十五号 貸金催促ノ訴 代言人 野中直太郎

掛松野 副馬渡 被 広島稲荷町下組

N M 愛次郎

九年三月十日 裁判申渡済」とある。欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

〔注75〕【三七】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全三葉。

〔注76〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「二月廿四日 地品 附古荒地ヲ 原 高宮郡中深川郷 Y D

寛三郎外二名

六百八十五 高 摸合地ト申立ル訴 代言人 平元和七郎

三月廿八日 被 同郡下深川郷

掛 柏屋 副松野

裁許

SSK

輪之助外一名

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

〔注77〕【三八】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全三葉。

〔注78〕『明治七・八年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「十一月廿九日 原 広島尾道町 T H 市右エ門

貳千貳百卅一 貸米催促訴 代言人 富田 治左右衛門

被 沼田郡楠木村

掛 一色 副小島

O I 平兵衛」とある。

本件では、事件番号二三三三号、二三三三三号も平行して記載してあり、事件名および当事者名は同一で、「掛岩田 副山田」とある。本文末尾には「主 山田熊雄、一色小十郎」の氏名が書かれているので、この両人が併合した三件について裁判をしたと推測される。

なお、本書（『裁判申渡案』）の目次には、明治九年の事件として記載されているが、上記『訴状受取録』の記載と突き合わせると、同八年の誤りと思われる、ここにはその記事を引用した。

〔注79〕【三九】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全三葉。

〔注80〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「三月九日 家督絶家再建 相続 相續 原 賀茂郡廣村 H G 儀平

八百四十八 九年十月廿一日 差継 代言人 吉井 護

掛 柏屋 副松野 裁許 被 同郡同村 T N 元助

とあり、欄外上部に、「小島」の墨書きと「判三二六号」の朱書きがある。

〔注81〕【四〇】事件の用紙は、縦二四・三 cm、横一五・〇 cm、半葉二二

行藍縦罫線、中央下部に「廣島縣裁判所」との同色の印刷がある。全四葉と付属図面一葉。

(注82) 『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号ノ二)の、七年三百九十七号は「貸金催促訴」とあり、当事者も本文の記載と一致しなかった。

(注83) 明治九年第六七号布告「隠田切開地添地等処分更定」を参照。

(注84) 『四二』事件の用紙は、『四〇』事件と同じ。全四葉。

(注85) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「七年十月三十日 境界論地ノ訴 原 沼隈郡中山南 S H 廣眞  
代理人 季平 關誠  
千六百八十八

十一月廿四日裁許 被 同 町 A Ch 徹 生」

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注86) 『四二』事件の用紙は、『四〇』事件と同じ。全三葉。

(注87) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「五月十九日 コキン引渡訴 原 御調郡垣内村  
千六百十三 十一月三十日 KN 大一郎  
裁許 被 二百番邸古市村 KM 壽三郎一

掛山田 副小島

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。本『訴状受取録』では、事件名中の「扱亭」は「コキン」と読ませている。「シゴキオ」と読むのが妥当ではないか。

なお、「一色」「小島」の見解は、「横地安信」の見解に不同意とする

意味であろうか。また、『訴状受取録』の、掛が「山田」とされた後、掛または副は「一色」に交替したようである。

(注88) 『四三』事件の用紙は、『三二』事件と同じ。全一葉。

(注89) 『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号ノ二)は、明治八年分の、千百二十九号〜千九百三十号まで記録が欠落しているため、照合することができなかった。

(注90) 『四四』事件の用紙は、『三二』事件と同じ。全三葉。

(注91) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)に、対応する事件は見いだせなかった。本件は『四三』事件と同一事件である。

(注92) 『四五』事件の用紙は、『三二』事件と同じ。全二葉。

(注93) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「五月廿七日 貸金催促訴 原 広島二丁目  
千七百六 六月廿六日 YN 正雄  
身代限申渡 被 佐伯郡五日市村

掛一色 副小島 FM 萬助」とあり、

欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注94) 『四六』事件の用紙は、『三二』と同じ。全三葉。

(注95) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「一月廿二日 貸金催促訴 原 広島稻荷町下組  
貳百二十 二月廿七日裁許 MN 峰造  
四月四日身代限り中断 被 安芸郡府中村

掛柏屋 副一色 九月三十日分配済 TD 雲次郎」



とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注96) 【四七一】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

なお、【四七】事件として別々の二件が綴じ込まれているので、これを独立の事件として紹介することにする。

(注97) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「七月十五日 貸金催促ノ訴 原 安芸郡大須賀村

二千百七十九 八月十九日身代限 OM 数奇男

裁許 被 ヶ DI 銀平他

掛小島 副林 二人」

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注98) 【四七一】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注99) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「二月廿九日 貸金催促 原 御調郡尾道町 MY 喜兵衛

七百四十九 三月廿七日身代限 代言人 白根 淳六

裁許言渡ス 被 世羅郡本郷村

掛柏屋 副小島 MU 治助」

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注100) 【四八】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注101) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「六月廿九日 原 広島市革屋町 MM 治平

二千廿五 八月卅日 身代限り

被 安芸郡大須賀村 KK 彦一

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

掛一色 副松野 外一人」

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注102) 【四九】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注103) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「九月廿三日 貸借出入

千五百四十六 年賦貸米催促」とあるが、目次では「二五五

六号」となっており、事件番号が一致しない。

(注104) 【五〇】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注105) 『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、

「十二月廿七日 貸米催促 原 広島六丁目下組 FH 宗兵衛

二千五百九十五 九年二月五日抵当物糶付 代言人 水津 覚兵衛

掛一色 副山田 被 高宮郡古市村

五月二日 身代限申渡 T M 甚七」

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

(注106) 【五一】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注107) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三月廿二日 貸金催促ノ訴 原 広島銀山町 MZ 保兵衛

千 六月八日 身代限申渡 代言人 平元 和七郎

九月三十日 分配済 被 同所新川場町

掛小島 副一色 NM 五郎九外一名」

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

七〇九 (二〇五)

〔注108〕【五二】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全二葉。

〔注109〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「六月廿四日 同上（貸金催促ノ訴） 原 安芸郡牛田村

千九百八十三 八月一日身代限申渡 N N 直次郎

○

掛 小島 副松野 被 広島下柳町 K K 直助

とあり、欄外上部には、「判三二六号」の朱書きがある。

〔注110〕【五三】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全六葉。

〔注111〕本件の事件番号の記事は、『訴状受取録』（民第六号ノ二）に記載されて

いる「千六百八十九号」のそれと一致しない。他の『訴状受取

録』（民第六号ノ一及び三）には該当する事件番号の記事がない。

〔注112〕【五四】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全四葉。

〔注113〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ三）には、

「一月十二日 貸金催促 原 賀茂郡乃美尾村

九十四 十一年三月十九日 N K 太郎兵衛

掛 粕屋 副松野 願下ゲ 被 同郡廣村 M O サヨ

とあり、欄外上部には、「百十五」と、一行を置いて「身」の墨書き

がある。

〔注114〕【五五】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全六葉。

〔注115〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「三月廿三日 同上（地券証名前書換ノ訴） 原 高宮郡古市村 M O

千三十 七月廿五日裁許

掛 小島 副松野 被 沼田郡伴村

S M 儀三郎

とあり、欄外上部には「判三二六号」の朱書きがある。

なお、本文では、当事者の氏が「MK」であるが、『訴状受取録』で

は「MO」で、どちらかに書き間違いがあったようである。

〔注117〕【五六】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全四葉。なお、右側

欄外に朱書きがあるが、製本の際の截断により判読不能。

〔注118〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「四月廿八日 売買違約（朱書き） 原 沼田郡中調子村

千四百二十五 讓受地違約訴 T Y 八右衛門

七月十五日裁許 被 同郡同村

掛 小島 副山田 T Y 十兵衛

とあり、欄外上部に「判三二六号」の朱書きがある。

〔注119〕明治八年第六号布告（明治七年一〇月一〇四号布告改正）「明治

七年第四百号 地所買受地券申請ノ布告改」（法令全書明治八年上）

参照。

〔注120〕【五七】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全五葉。

〔注121〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

「三月廿三日 地券証名前書換ノ訴 原 高宮郡古市村 M O 彦右工門

千二十九 七月廿五日裁許 代言人 杉原 彦助

被 沼田郡伴村

掛 小島 副 松野

S M 儀三郎

とあり、欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

なお、本件の当事者は、【五五】事件のそれと同じである。

(注12) 【五八】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注13) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「七月十二日 同上〔貸金催促〕 原 沼田郡川添村

二千百五十一

八月十四日身代限

裁許 被 佐伯郡石内村

掛 一色 副 林

T D 角次郎」とある。

(注14) 本事件は、【五八】事件と当事者、事件名とも別であるため、別事

件の【五八一二】として示した。本件の用紙は、【三二】事件と同

じ。全一葉。

(注15) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「五月三日 預ケ金催促 原 山県郡南方村

千四百六十八

十月十五日 T H 兼 藏  
分配済 被 同郡蔵廻村

掛 粕屋 副 一色

D I 善助」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注16) 【五九】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注17) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「六月五日 同上〔貸金催促〕 原 広島鉄炮屋町

千七百六十四

八月三日 身代限り 被 佐伯郡小方村

掛 一色 副 小島

O I 若藏」とある。

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注17) 【六〇】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注18) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「二月七日 貸米催促 原 豊田郡安宿村

四百十

三月廿四日身代限裁判

申渡ス 被 同村

掛 松野 副 山田

T O 源太郎」とある。

加藤 高 広島修道大学名誉教授

紺谷 浩司 広島修道大学非常勤講師、広島大学名誉教授

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

七一一 (二〇七)